

令和 2 年第 5 回美幌町議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 2 3 日 開会

令和 2 年 6 月 2 5 日 閉会

令和 2 年 6 月 2 5 日 第 3 号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 2 番 稲 垣 淳 一 君
 1 2 番 上 杉 晃 央 君
 1 1 番 岡 本 美代子 君
- 日程第 3 陳情第 1 号 網走川河畔公園パークゴルフ場の整備を求める陳情について
- 日程第 4 発議第 1 号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 3 2 号 動産の取得について〔除雪トラック〕
- 日程第 6 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について〔美幌町防災行政無線デジタル化整備工事〕
- 日程第 7 議案第 3 4 号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 8 議案第 3 5 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 3 6 号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 3 7 号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 3 8 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 12 議案第 3 9 号 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 4 0 号 令和 2 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 4 1 号 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 4 2 号 令和 2 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 意見書案第 2 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 17 意見書案第 3 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について
- 日程第 18 意見書案第 4 号 2 0 2 0 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第 19 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 20 報告第 6 号 平成 3 1 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 21 報告第 7 号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第 22 報告第 8 号 例月出納検査報告について（2 月～4 月分）
- 日程第 23 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 馬 場 博 美 君 | 8 番 古 舘 繁 夫 君 |

9 番 藤 原 公 一 君	1 0 番 坂 田 美 栄 子 君
副議長 1 1 番 岡 本 美 代 子 君	1 2 番 上 杉 晃 央 君
1 3 番 松 浦 和 浩 君	議 長 1 4 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 高 木 清 君	

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君	総 務 部 長 小 室 保 男 君
民 生 部 長 那 須 清 二 君	経 済 部 長 石 澤 憲 君
建設水道部長 川 原 武 志 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事務連絡室長 志 賀 寿 君	会 計 管 理 者 西 俊 男 君
総 務 主 幹 関 弘 法 君	防災危機管理主幹 河 端 勲 君
まちづくり主幹 佐々木 斉 君	政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君
財 務 主 幹 中 尾 亘 君	契約財産主幹 大 場 正 規 君
税 務 主 幹 片 平 英 樹 君	環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君
児童支援主幹 小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹 影 山 俊 幸 君
健康推進主幹 大 場 圭 子 君	農 政 主 幹 田 中 三 智 雄 君
みらい農業センター主幹 午 来 博 君	耕地林務主幹 中 沢 浩 喜 君
商工観光主幹 多 田 敏 明 君	建 設 主 幹 御 田 順 司 君
施設管理主幹 以 頭 隆 志 君	建 築 主 幹 吉 田 善 一 君
水 道 主 幹 石 山 隆 信 君	病院総務主幹 菅 敏 郎 君
地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君	事務連絡室次長 横 山 聖 二 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学校教育主幹 遠 藤 明 君
学校給食主幹 齊 藤 浩 司 君	社会教育主幹 松 尾 まゆみ 君
スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君	博 物 館 主 幹 鬼 丸 和 幸 君
農業委員会事務局長 佐々木 鑑 仁 君	選挙管理委員会事務局長 立 花 良 行 君
	監査委員室長

○議会事務局出席者

事 務 局 長 遠 國 求 君	次 長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 長 鶴 田 雅 規 君	議 事 係 新 田 麻 美 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから令和２年第５回美幌町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、４番高橋秀明さん、５番木村利昭さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので御了承願います。

なお、大原議長所用のため、本日の議事日程第２ 一般質問の後、欠席の旨届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許

します。

２番稲垣淳一さん。

○２番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、通告してあります一般質問に沿って、進めさせていただきます。

まず、町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

町長就任後、１年が経過いたしました。現時点での政策目標の達成と今後の行財政運営についてお尋ねいたします。

昨年５月７日に初登庁後、美幌町のかじ取りを担い１年が経過しました。時代は、平成から令和へと変わり、町民も美幌町の新時代を大いに期待したところであります。

現在美幌町では、大型の公共施設建設が行われています。本年度中には、美幌町、津別町民のために、より質の高い安全で安心な各種施設の充実が図られた消防庁舎が完成。また、１年を通して各種スポーツクラブ、団体のレベル向上を図り、町民の体力と健康増進に大きな期待が持てる屋内多目的運動、来年の春には美幌町のシンボル、災害時の強い味方として美幌町役場庁舎が着々とその外観を現わしているところです。

一方、人口減、高齢化等の社会問題には残念ながら歯止めがかからず、厳しい行財政の運営が強いられているところです。

平野町長は、美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりを大きく掲げ、産業の活力、人の活力、地域の活力を高めていくとスローガンに掲げております。

この１年を全速力で走り抜けてきたことと思います。町長として、どのような１年だったのでしょうか。

自己評価を含め、政策目標の達成状況と、今後の行財政運営の見通しについてお示してください。

大きく２番目の質問であります。

コロナ禍対策についてであります。

コロナ禍で混乱している商工業者に対する施策についてお尋ねをいたします。

昨年、中国で発生した新型コロナウイルス。その感染力は恐ろしく、瞬く間に世界中に広まりました。

新型コロナウイルスは知らない間に広がる強い感染力と一部の人に重い症状を引き起こすという両面があり、とても厄介な性質を持っています。

町内では、各種イベントの自粛や休校で、町民皆さんが我慢をしてきました。そのかいあって、町内での感染者の事例報告は今日現在見受けられず、町民の意識の高さと医療従事者の皆さんの御努力に頭の下がる思いであります。

無論、美幌町における新型コロナウイルス対策も入念に準備がなされ、町民の安全で安心な生活を守るという初期の目標は、十分に効果があったのだと評価される場所です。

6月に入り緊急事態宣言は解除され、緩やかではありますが、日常生活を取り戻しつつあります。しかしながら、数カ月及び自粛生活を強いられ、いまだに先が見えない不安が国全体を覆っています。

国、道、そして美幌町も矢継ぎ早に各種経済対策、生活弱者への支援等々、ありとあらゆる手段を講じている場所です。

4月には町内飲食店、宿泊施設において深刻な影響が出ていることから、営業の継続を目的とした1店舗30万円を支給する美幌町新型コロナウイルス対策営業継続支援金として、167店舗に5,010万円。

また5月には、事業継続と消費喚起、事業者支援を目的とした美幌町新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業に1,656万円。これらの事業に関して、現在までの手応えについてはどのような感触を持っているのかお尋ねいたします。

また、第2弾、第3弾はどのように考えていらっしゃるのか、町長のお考えをお示

してください。

現在の日本国民の最大関心事は、感染の終息時期であります。

特に企業、商店主の多くが非対面・少接触型の取引を拡大させている向きも見受けられますが、売上げの減少は避けられません。売上げが見込めず、営業活動もままならぬ以上、企業、商店主にとって、固定費の削減による最低限の収益の確保・赤字幅の圧縮努力が避けて通れません。

業況の悪化に際し、人件費・家賃・水道光熱費・租税公課等各種の支出が重荷になっています。事業継続を第一に考えたときの施策の一つとして、公共料金、各種税金の猶予・免除等の考えはありませんか。

町長の考えをお示してください。

また、観光事業に関しては、密にならないような配慮を求められている中、各種イベントの再開に向けては、どのような方策が考えられるのか。町民一丸となり進んでいかなければ打開できない状況であります。

皆が前を向き進んでいくために、今我々は何をどうすべきか、町長のお考えをお示してください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

政治姿勢についてですが、昨年5月に美幌町長に就任し、早いもので1年が経過しました。

この間、本町が抱えている様々な課題の解決等に取り組んでまいりましたが、その内容につきましては、総合計画登載事業のほか、就任後作成しました町長の重点政策を柱に取り進めてきた場所です。

町長の重点政策では、活力あるまちづくり、次代につなげるまちづくり、安全・安心なまちづくりの三つを基本目標とし、人口減少社会への挑戦や安心して子育てできる支援の強化など、12の展開方向を定め、それを達成する手段として44の施策

を掲げておりますが、その達成状況につきましては、44の施策のうち、新規施策14施策を含む28施策について取組が進んでおり、おおむね計画どおりであると考えております。

今後は未実施の施策につきましても、その実現に向け、スピード感を持って検討を進めていきたいと考えております。

また、今後の行財政運営の見通しではありますが、人口減少時代を迎え、さらに厳しい財政状況が予想されますが、現行の第2次美幌町財政運営計画に沿った運営を実行することにより、将来世代への過度な負担を残さない、未来に責任を持った健全な財政運営を維持できると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、コロナ禍対策についてですが、美幌町における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本年2月23日に対策本部を設置し、以降、町民皆様の命を守ることを第一に考え、町内小中学校の臨時休校、イベント・行事の中止や延期、公共施設の閉鎖等、町民皆様に様々な御不便をおかけしてきました。

これらの対策に対する皆様の御理解、御協力により、幸い本町におきましては現在も感染者は確認されておらず、感謝申し上げますところでもあります。

御質問の町の経済対策についてですが、営業継続支援金につきましては、5月29日をもって申請受付を終了し、124店舗に対して支援金を支給しており、支援金の対象となる全店舗・施設からは申請がされたところであります。

また、プレミアム商品券発行事業につきましては、3,000円分の商品券を1セットとして、1万5,000セットを5月8日から販売し、5月22日に完売しております。

なお、営業継続支援金につきましては、4月中旬に111件の支出を行い、5月29

日には全ての支出を完了いたしました。

また、プレミアム商品券は、6月8日現在、商品券発行額4,500万円のうち、2,095万3,000円が換金されており、事業開始1カ月ほどで半数近くの換金があったことから、各事業の経済効果は大きいものと考えております。

次に、第2弾、第3弾の考え方についてであります。5月18日からは全業種対象の経営継続支援金や、国の制度である持続化補助金への町上乗せ支援等を実施しているところであり、今定例会におきましても、北海道の感染予防対策等緊急支援事業への上乗せ支援として、商工団体等持続化補助金の補正予算計上もさせていただいております。

今後につきましても、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、様々な対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、公共料金、各種税金の猶予・免除等の考えについてであります。水道下水道料金につきましては、現状では、相談があった場合について猶予の措置をとっております。

町税につきましては、今定例会で条例改正を提案しておりますとおり、納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の改正に伴い徴収猶予等の措置を講じることとしております。

次に、各種イベントの再開に向けての方策ですが、町の大きなイベントであります美幌観光和牛まつり、びほろ夏まつり、ビホロ100キロメートルデュアスロン大会、美幌ふるさと祭りとそれぞれ中止が決定しております。

これらイベントの中止はそれぞれの実行委員会での決定であり、美幌町を代表するイベントを中止にするのは大きな決断であったと思われますが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためにはやむを得ない措置であったものと考えております。

今後のイベント再開に当たりましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、北海道の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針を踏まえ、当然のことながら、三つの密が発生しない席の配置や人と人との距離の確保等、感染防止策をしっかりと講じ実施していただくことしかないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今定例会も多くの方がコロナ問題について、いろいろと一般質問をされているところでありますが、私の視点でということ、また類似する面が多々あるかもしれませんが、御答弁のほどをお願いいたします。

まず、1番目の町長の自己評価等々についてであります。答弁書の中に明記してございます。

町長の重点政策として掲げてあります、活力あるまちづくり、次代につなげるまちづくり、安全・安心なまちづくり、これらを柱として44施策を掲げて行政運営をこの1年間取り組まれたとあります。

この2万人弱であります美幌町を発展し、町民の幸せを願うためには幾つもの施策が必要だということは理解はしておりますけれども、残念ながら44の施策とか、28の施策と言われましても、なかなか言葉では理解しにくい面もありますので、改めまして町長の思いを、おおむね計画どおり進んでいると思われる28施策、特に、自分が力を入れて取り組んだというものが、もちろん全て全力で取り組んでいるのは承知のところではありますが、そういうものがあれば、改めまして、具体的な例を挙げて御答弁いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 答弁書でお答えし

た44施策、そして、28施策について、取組がスタートしているということでありまして、完了はしていないということは御理解いただけたと思っています。

具体的に、重点政策と一致するかどうかわかりませんが、1年を過ぎて自分の中で感じている何点かお話しさせていただきます。

その中でいけば、学校支援体制の取組ということで、学校運営協議会を設置して、住民参加型の学校を進めるということについて、最初に町長になって予算を補正させていただきました。今教育委員会が頑張っていることは私の成果と言うよりも、皆さんに感謝したいと思っております。

あとは、新年度の中で、私的には大きな判断をしなければならなかった話としては、保育所、幼稚園の給食費の無料化ということも、私の当初の考え方であり、子供たちをしっかりと育てるという中でいけば、大きな判断であったと思っています。

従来、保育所については、給食費は保育費の中に含まれていた分が、今回国が無償化したことによって、親御さんが払うと言ったときに、幼稚園との矛盾をどうするかという中でいけば、このことはしっかりやらせていただいたと思っています。

あとは、今までの継続の部分では、稲垣議員の質問の前段に書いていただいておりますけれども、大きな建物の建設を前任の町長からしっかり引き継いで順調に進めているということも、私とすれば私どものスタッフと一緒にやってきた評価かなと思っています。

あとは、道路整備とか、そういう意味からいけば、これも継続ですけれども、高野端野間の高規格道路が実施された。それから、自衛隊の駐屯部隊の再編に向けて、しっかりと1年間、関係する方々と、道路については何回も東京に陳情にも行きましたし、継続で頑張ってきました。

それから自衛隊についても町内、それから隊区内の皆さんと一緒にやってきたことを考えれば、実際に重点施策の例示を挙げて説明すればいいのでしょうかけれども、わかりやすく言えば、今言ったことが私としてはすごく重く感じて、印象深くやらせていただいたと感じております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 4年任期の中のまだ1年なのか、はや1年たったのかという判断は、町長御本人または町民の皆さんが思うところかと思いますが、ただ、町長に4年間という期限がある中での活動、政治活動かと思いますが、やはり4年の4分の1が終わったというところではいろんな評価があるかと思いますが。改めて、町長が継続、新規、いろいろとありますけれども、自分の中であえて採点といいますか、評価するとしたら、どのような考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 自分を評価するというのは、点数で何点と言えは1番いいのでしょうかけれども、それはあくまでも町民の皆さんにさせていただくことなので、私の気持ちとしては、今も全力で走っているという自分の評価であります。

ですから、全力で走ることに對して、自分に関わっていただいている、副町長、教育長を含めたスタッフの方に感謝したいですし、いろいろな意見をいただいている町民の方々にも感謝したいです。点数のほうはわかりやすいですけれども、私からは差し控えたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 改めてお尋ねいたしますが、町長は行政経験が長い中で、今回は行政のトップとして、町長という立場で町の行政運営をされているところではありますが、職員時代と、ある意味いろんな権

限、権能を持たれている町長として、責任感の重さが違うものがあるかと思いますが、その中で、町長が、副町長以下いろんな職員の皆さんと力を合わせてやっている、また、町民の皆さんの声もいただきながら進めているとおっしゃっていますが、特に、町長が職員の皆さんにどのような部分を重点的に指示といいますか、お願いといいますか、自分の数ある施策を進めていくために、多くの職員の皆さんにどのような叱咤激励をして、町の運営に取り組んでいるのか、日ごろ思うことをお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、町長に就任して、私の役割としては、町民の方々に行政を任されたかじ取り役の面と、実際に町民の方に示すための役場スタッフというか、役場組織をどうまとめていくかという2面性があると思っています。

今お尋ねの、役場をどういうふうにと考えれば、しっかり自分のスタッフを育てるという役割だと思っております。

これまで行政の中では部長もやらせていただきました。教育長もやらせていただきましたけれども、その上には必ず町長がいて、どちらかというと、このことをやらせてほしいと、成功すれば町長の手柄だし、失敗すれば私が責任を取るといううぬぼれた思いもあって、どちらかというと先に先に引っ張ってきたのが自分の生き方だったかもしれません。

ただ今、私が町長として考えるのは、どういうふうにしたいかということを中心に伝えること、それに対して考えをスタッフがきちんと理解して、積み上げてくる。積み上げてこなくてもいいですけど、きちんと上げてくることに向き合うということをしていく、それが先ほど言った育てるということになると思っています。

スタッフが何かを上げてきて、こういうふうにしたいと上げてくればいいですけれ

ど、そうでないときはどうなのかという投げかけをした中で、それをしっかり上げてもらって、再度皆と話した中で、これでいくということを皆さんと確認して進める、それが大事だと思っています。

それ以外に、私はいつもお願いしているのは、基本的に主役は町民であると私どもは認識する必要があるということで、基本的な挨拶をするとか、それから笑顔で向き合うとか、口を酸っぱくしてお願いしてるのは事実であります。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 余り深く突っ込みどころがない、すばらしい回答をもらいました。

主役が町民である。これは誰しもが、我々議員ももちろんですが、そのために、我々は身を粉にして働いているという部分については、もちろんそのとおりであるのですが、今、国とか道とか、こういう日本の自治体組織のことをこの場で言うわけではないですが、特にこの地方自治体とされている、我々が住んでいる美幌町、本来の課題というのは、今おっしゃる住民主体ということでいけば、町民の住宅問題、健康、教育、交通、また、子育てと多岐にわたって、きめ細やかな政策を積み重ねていくことが、美幌町といいますか、地方自治体に課せられた責務だろうと思っています。

そのために、町長が行政のトップとしており、また、我々議会が議決機関として成り立っていると理解するところですが、特にその中で、弱い立場の人々にも等しく幸せな生活を保障するという部分を1番忘れてはいけないだろうと思っています。

私の思いの中でも、日常のごくごく普通に暮らしていくということがいかに難しいかということに直面しているわけですが、今後とも、町長の強いリーダーシップの下に、この施策が町民のためになるような、

そういう施策をどしどし進めていただくことが、明るい町の発展につながると思っています。

その中で、1問目の最後になりますが、第2次美幌町財政運営計画に沿って実行すると明記しておりますが、次の質問にかぶるかもしれませんが、コロナ禍が現在続いている。今後もずっと続いていくだろうと予想される中で、数々の見直しが求められてくるのではないかと思います。

予測とか、予想で中途半端なことを申し上げにくいかもしれませんが、今後、健全な経済運営に向けて、財政運営に向けて、特に今、町長が留意していかなければならないと思っている部分をお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の財政状況ということを考えれば、私も町長になる前に、教育長として第2次財政運営計画を皆さんでつくる時に関わってきております。

まずはその中で、この計画に沿ってきちんと進めることが大切だと、大事だということについては、町長になったからということではなく、根拠があって、そういう積み上げ、それから将来見通しを立てて皆さんでつくってきたものであり、ある意味では、このことはきちんと町民に説明していることでありますので、まずはこれに沿った財政運営をすればいいと私は一つ安心感を持っております。

計画に基づいて1年間過ぎたわけですから、方向性はどうかということを見れば、総じて財政的には厳しいと言うのですけれども、その計画に沿った進み方からいけば、私は将来に向けて不安が残るような進み方をしていないと理解しております。

ただ今回、コロナ禍でいろんなことが変わってきたことに対して、やはり税収とか、それから国からもらえる交付金等のことを考えると、この辺の不安材料をどうしていくかと考えてはいるのですけれども、

今は新型コロナウイルス対策のために、町民の生活、それから町民の経済をどうするかということを全力でやらざるを得ないと思いますし、この状況においては、臨時議会でもお話をさせていただきましたけれども、場合によっては、今までの基金を取り崩してでも、町民の生活、経済を守る時に、やらなければいけない判断をするときもあるかもしれないと皆さんにお話ししましたけれども、その気持ちは変わっておりません。

ですから、今は、令和元年度の決算がある程度見通しが全部立って、終わって、その中ではしっかり計画した以上の形で終わっていると私は理解しております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 無論、コロナについては、まだまだ今後予測のつかない状況が我々を待ち受けているだろうという危機感には常に持っているとは思いますが、正しく、危機感といいますか、怖さを知る。そして、それに対して適切な処置、または、対策を講じていくことが、我々の目の前に常に突きつけられているということだろうと理解いたします。

昨年度の決算については、おおむね丸だという話を町長はされましたけれども、今後、まだまだ見通しのつかない中、どのようなかじ取りが求められるのか、かなり厳しいものがあると思いますが、まずもって1番目の質問を終わって、2番目に移らせていただきます。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

緊急事態宣言は解除されたと理解していますが、もちろん予断を許す話ではありません。

不要・不急の活動を控えるという傾向はしばらく続くと予想されております。経済発展にはまだまだブレーキがかかっている状態だと認識をしているところでありま

す。

国、道でいろんな対策が図られておりますけれども、急激なV字回復というのはなかなか難しいことでしょう。

不安な話ばかりはしていただけないですけども、そんな中、6月22日、鈴木北海道知事が、新型コロナウイルス対策の第4弾となります補正予算3,600億円余りを道議会に提出したという新聞報道もありますし、国も内閣府が24日にも2020年度の第2次補正予算に基づき、2兆円の地方創生臨時交付金を発表しました。

これらのうち、美幌町にも臨時交付金かどのような配分かわかりませんが、今後の美幌町のため、町民のため、安心・安全のために使われていくだろうということは想像するところではありますが、こういう状況だからこそ、後で出てきます観光は特に、我々町民の活力ある施策の一つに関わってくるのだろう。

そしてまた、幅広い分野で自由に使える仕組みとするという国の思いも耳にしているところでもありますので、観光施設ももちろんですが、今後はスポーツ、文化、イベントの再開だとか、テレワークと言われていたところのオンラインの話だとか、昨日もいろいろと出ましたが、学校教育ではそういうものがますます加速して、美幌町も取り組んでいかなければならないと思うところがあります。

さらには、休業要請に応じた事業者に支払う協力金への活用なども、まだまだ求められているだろうと思っております。

鈴木知事は、経済活動と感染予防を両立するモデルを具現化していくということもおっしゃっておりました。普通の暮らしがままならない今日だからこそ、私たちは確実に前に進むための手がかりを模索している。そんな今現在だろうと思います。

先ほど来の質問とかぶるかもしれませんが、コロナ禍で疲弊している状況を打開するため、日常を取り戻すために、町長が特

に最優先として取り組んで、美幌エリアを盛り上げていくという事業としてはどんなことを考えているのか改めてお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回のコロナ禍において、私どもも生活、それから日常の経済的なものを含めて、大きくは生活支援をきちんとやっていく面と、経済の活性化をやっていくということを柱として考えているところであります。

最初に取り組んだのは、答弁書に書いてありますけれども、町民の命をしっかりと守る、健康を守るということをベースとして、次は経済と言った時に、道とか国の施策と、それから実際に目の前で起こっている町民の方々、それから事業者の困り事の差を埋めるため、スピード感を持って今何ができるかということをやってきたつもりであります。

ですから、今回の答弁にも書かせていただきましたけれども、それぞれやってきたことに関しては、それなりの評価は町民の皆様からいただけていると思っています。

今後、これから長期に向けて、国がやってきている事、その中で抜け落ちているもの、言うなら地域でないと気がつかないものを、どういうふうに見つけて支援をしていくかということが、これから大事だと思っています。

聞かれた場合に具体的な話是可以のですけれども、情報をいただくという部分においては、まだまだ私どもとしては、皆様方と関係する人たちとお話をして、何が困っているかという情報をしっかりと聞いていかなければいけないと思っていますし、そういう情報については、日常的には会議所、それから、農協、J Rとか、そういう方々の代表の方とお話をしていますし、これからもそれ以外の団体の方々の意見をしっかりと聞く機会をつくって、スピードを求められる部分と、長い期間を見て何をする

かということをしつかり見定めながら、進めさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2 番稲垣淳一さん。

○2 番（稲垣淳一君） 日頃、町長もそういう抜け落ちていないかだとか、表に大きく出てこない部分については、目を見張っていきたい、気をつけて注視していきたいという話は私も理解しているところでありますが、町長も360度いろいろと見回していると思うのですが、やはりそこは多くの職員の皆さんの網の目のような情報収集力が求められているだろうと思います。

実際、各種団体の長の皆さんとは、町長とか、部長級の皆様がお話をされているだろうと思いますが、今言うところの抜け落ちているのではないかと、または大きく表に出てきていないけれどもいろんな問題があるのではないかと、そういうところに、そういう方々に話を聞く、情報を得るためにはどのような手法、努力をされているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 職員には本部会議をやる中で、町民の方々が何を求めているか情報をしっかりと収集してほしいというお願いをしております。

その中で、先ほど前段に、行政というのは等しくという考え方をお話ししていただいたのですが、等しくというのは難しいかもしれません。今回の政策においては、やはり1人、2人ではできないですけども、何を求めているかというグループ化、要は、これだけの人たちがこういうことを求めています。一方こっちではこれだけの人たちはこういうことをというグループ化をした情報をしっかりと入れて、それが議員の皆様にご理解をいただいて、予算をつけられるかということをやまず判断したいので、そういう話をしております。

ですから、皆さんがこれをやるということからではなくて、そうしなければ本当に行き

届いた、それぞれの部分に対しての意向に配慮ができないと思っております。

私自身は、今、副町長と教育長と3人、それから内容によっては、そこに経済部長が入っていただいたりして、今団体のトップの方々と懇談をしております。

これからいろいろな団体と直接お話をしていきたいと思っておりますので、その中で具体的なものが出されれば、1回で終わりではなくて、今時点で感じるものが何かあれば言ってください。それを、これからは定期的に情報をしっかり収集をするという形をとっていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） ぜひ、そういう小さな話を、事を、物をきちんと具現化して、この美幌町に住んでよかったと思えるいいまちづくりを、ぜひ強く進めていただければと思います。

小さな声を拾うことは、我々議員も求められているところでありますので、そういう難しさといいますか、地に足のついた行動が今求められているところだろうと強く理解するところであります。

いろんな情報を取るという中で、商工会議所の話になりますが、私も商売をしているものですから、アンケートが2度来て、回答しています。今回のアンケートに限らないですが、やはり、アンケートを出す方の思いが設問の中に反映されるものであります。

本当に困っているのか、困っているとすればどういうことなのか、いろんなことを次の施策に反映しようという思いで、2回出しているのだらうと思います。

特に今回は、商工会議所の会頭の名前と連名で町長の名前が明記してあります。

通常でいけば、連名は珍しいかもしれませんが、町の思いがここに反映されているのだらうと理解するのですが、この商工会

議所が行っているコロナウイルス感染拡大に関する影響調査、アンケートの項目の中で、町のこの部分は特に強く聞いてくれという思いがどこら辺にあるのかお尋ねしたいと思うのですが。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 4月に1度、連名でアンケートを出させていただきました。

町長が先ほどから申し上げているとおり、単発で終わらせることなく、継続してということで、町ではこれを聞いてほしいということではなく、あくまでも、業態ごとに数件のピックアップはしておりますけれども、継続してアンケートをして、その時々で必要な情報等を捉まえて施策に反映させたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 口幅ったいのですが、血の通った施策というか、そういう思いが伝わらないと、ただやった、お金を配ったからということだけでは落ち着かないものがあるのだらうと思いますので、ぜひ、今後求められるだらう、2の矢、3の矢をじっくりと検討していただきたいと思いますし、また、決してアンケートだけで答えを出そうと思ってらっしゃらないと思いますので、このアンケートはもちろんベースとして考えなければならぬと思うのですけれども、美幌町にはありとあらゆるいろんな業種、業態がありますので、もちろん我々も情報収集はしておりますけれども、それを皆さんに、行政側にも伝える努力はしておりますけれども、行政側としてもいろんな判断、考えがあらうかと思うので、ぜひ、アンケートに頼らず、もっともっと広く町に出向いていろんな声を聞く努力をお願いしたいと思っております。

そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、出向いてということで、それは引き続き継続していきたいと思っています。

アンケートに頼らずということで、今回、スタッフも大変な思いをしているのは、ただ統計的に振り分けるということをやるのですけれど、それは余りよしとしていないわけです。

アンケートに書かれた思いとか、何となくこの方はどういうことを考えているかということ部を部長以下、担当も気にして、そういう見方をしてほしいという意味でアンケートをしっかりと活用したいと思っています。私もアンケートをコピーしてもらって見ながら、付箋をしたり、ひょっとしてこれは稲垣議員かなと思いつながら、何をここで書いてきているかと、そういうところを皆でしっかりと見て、では何をやったらいいか話して、本当に経済部には大変な思いをさせているのですけれども、そういう見方をさせていただいていますので、部長が言ったように、これからは継続的に、皆さんの意見を聞く一つの方法としてアンケートもさせていただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） では、最後の質問になろうかと思いますが、今回、商工業界を強く意識しているところでありますので、そういう部分での質問として、今回美幌町からもいろんな各種事業者支援についての施策が打ち出されているところであります。

緊急対策利子等補給事業補助金に始まりまして、プレミアム商品券、営業継続支援金等々出ております。

もちろん終わったものもあるでしょうし、今現在継続しているものもある中でありますので、まだ取りまとめには至っていないと思いますが、今現在、町で把握している申請の数だとか、執行した部分だと

か、また、終わったものもありますし、もう少しで申請が終わるようなものの中には含まれているように思っています。

それぞれについて現在持ち合わせの数字があれば、直近の申請件数ですとか、予算の執行状況等々について、もし答えられるものがあればお示しいただきたいのと、今改めて口頭でお話を伺いますが、議長、後ほど資料として提出していただくことをお願いしたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） 御質問の今までの経済対策の実施状況についてお答えいたします。

まず一つ目でありますけれども、緊急対策利子等補給事業補助金につきましては、6月22日現在でありますけれども、14件の申込みがありまして、融資総額が1億4,130万円。町の補助金の予定額としましては、5年間合計で211万5,777円、今年度の支出予定額は73万5,907円となっております。

次に、プレミアム商品券の発行事業でありますけれども、5月22日に完売いたしましたして、1万5,000セットを販売しております。このうち6月19日現在でありますけれども、2,613万円の換金となっております。

次に、営業継続支援金でありますけれども、5月29日に受付を終了し、124件分を支給しておりますして、総額3,720万円となっております。

次に、経営継続支援金でありますけれども、6月22日現在で法人46件、個人が61件の107件に支給しておりますして、合計2,275万円の支給となっております。

最後に、小規模事業者持続化補助金でありますけれども、6月5日に申請受付分としましては、8件申請がありまして、そのうち町の補助金の申請予定額としましては125万円となっております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、担当から状況については口頭でお話をさせていただいて、後ほど資料をお出しする形になると思います。

何度も言いますが、しっかりやった段階で終わるものは終えて、次にどうするかを考えていくことを基本的に考えております。

そういった中でいけば、経営継続支援金についても、期間が来れば終わらせるという考えであります。

では次に何をするかという話になると思うのですが、少し触れさせてもらいますと、プレミアム商品券が非常に経済効果があるということで、長期的視野に立った場合に、きちんと継続したいと思っております。

それと、昨日の大江議員から質問があったのですが、固定経費について事業者は困っているということに対して、この辺の対応を何かしようということで、内部で今詰め始めております。

そういうことを次の施策としてやっていきたいと思っておりますので、お話をさせていただきました。

○議長（大原 昇君） 2 番稲垣淳一さん。

○2 番（稲垣淳一君） 最後の私のとおきの質問を、先に町長に言われてしまいましたので、最後に町長がおっしゃった部分が本日聞きたかったところでありますが、しっかりとビジョンを立てて、今後も町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのために取り組んでいただきたいということを強くお願いして質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、2 番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11 時 10 分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12 番上杉晃央さん。

○12 番（上杉晃央君）〔登壇〕 それでは、私は森のようちえんの幼児教育の推進と街路樹の管理方針について、2 項目について順次質問させていただきたいと思います。

森のようちえんの幼児教育の推進の 1 点目でございますが、森のようちえんの必要性和全国的な取組状況に関する認識についてということであります。

森のようちえんというのは、デンマークが発祥の地でありまして、母親が子供たちを自然の中で伸び伸びと育てたいとの思いで、毎日森に出かけ、共感した母親たちが徐々に集まり活動する中で、環境先進国ドイツに渡って、森のようちえんという名称で世界各地に広がったようであります。

幼児教育では、IQ などの認知的能力ではなく、社交性や思いやりなど、数値では表せない非認知的能力を身につけることの重要性を教育専門家が論じております。

日本でも、幼児期に自然と触れ合うことが心身の発達にとってもよい影響を与えるととして、35 年以上前から先進的な実践が行われ、全国に広がっています。

森や川、畑など人工的なものがない多種多様な刺激に満ちた自然の中で過ごすことは、子供たちの心身や五感に様々な刺激を与え、豊かな発達と生きていく力を育むことにつながります。

国内では、平成 27 年に長野県が信州型自然保育認定制度をいち早く導入し、現在 210 園認定され、実践事例として評価されています。

道内では森のようちえんとして、札幌市のトモエ幼稚園、恵庭市のリズム学園、鷹

栖町のぴっばら、中富良野町の森のたね等で実践されています。

また、屋外での遊びや自然体験を重視した自然保育を幼稚園、保育所、NPOなどで行っています。

自然環境が豊かで、木育や森林保全を重視する町長として、森のようちえんの全国的な情勢をどのように認識されているのかお伺いいたします。

2点目であります。町立保育園統合計画に森のようちえん理念を導入する考え方についてお尋ねいたします。

公共施設等総合管理計画では、美幌・東陽保育園は近い将来、二つを一つに合築し、ゼロ歳児保育を含め運営していくことを経営母体を含めて検討する考え方が示されています。

移住に興味のある東京在住の20歳代から30歳代の既婚男女への意向調査によると、その理由は、自然にあふれた魅力ある環境が50.2%、子育てに適した自然環境が33.4%と回答しています。

移住に当たり求める制度では、住宅関連補助が75.4%、子育て関連補助が48.6%の順となっています。

今後、若者の定住及び町外からの移住を促進するためには、子育て支援の拡充と住環境の整備が課題と考えます。

今回は子育て支援施策の一つとして、魅力ある自然保育を取り入れた保育園整備構想を提案いたしたいと思います。

美幌町は、子育て世代を重視した医療費や教育費の負担軽減など拡充に取り組んでいることを評価しています。

今後、幼児教育の具体的な検討をされるに当たり、森のようちえんを理念に取り入れ、みどりの村の敷地内に仮称美幌わんぱく森の保育園を整備し、私立幼稚園と同様に保育園児を送迎するなど、就労世帯を支援する大胆な発想で、町内はもとより、美幌町に移住して子育てしたいとする魅力あるオホーツクナンバーワンの子育て支援の

町、美幌を目指し、先進事例など時間をかけて調査研究する考え方についてお伺いいたします。

2点目、街路樹の管理方針についてと今後の方針についてお尋ねいたします。

美幌町緑の基本計画では、市街地内の14路線街路にエゾヤマザクラ、イチョウ、ナナカマド、イチイ、オウシュウアカマツなどを植栽し、植栽後40年以上経過し、老木化や病害などの影響で、葉のつきが悪くなり、幹のみとなっている街路樹が多く見受けられます。

一部では、街路樹が伐採されたことにより、街路樹がまばらになり、景観を損ねている箇所も見受けられると述べています。

今後は、全路線の街路樹に対して樹木調査や、過去に施された強い剪定による道路景観悪化を考慮し、樹形のあり方や剪定方法について検討すると計画されています。

14路線ごとの樹種、本数の現況と現在の剪定管理方法や剪定周期などについて伺います。

また、樹木の特性を考慮せずに強い剪定が実施され、樹形が乱れて、美観が大きく損なわれる現状は、景観向上や緑化形成といった街路樹の果たす役割が適正に機能していないと考えます。

これまでの検討状況と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

森のようちえんの幼児教育の推進について。

質問事項の一つ目、森のようちえんの必要性和全国的な取組状況に関する認識についてであります。子供たちの自然体験の減少が問題視される中、幼児期の自然体験活動への関心が高まっており、その流れを受けて、森のようちえんなどの自然体験を重視する保育への注目が増え、自然の中での保育を行う施設も年々増加しているこ

と、また、豊かな自然環境の中での保育が、子供たちの育ちにとって様々なプラスの効果を持っている可能性が示唆されていることについては認識しているところであります。

本町の町立保育園及び保育所におきましても、自然環境の中での保育として、例年、みどりの村や町内都市公園などへ出向き、屋外での遊びや自然体験を取り入れた園外保育や、きてらすなどにおける木の触れ合いを通した木育の推進を図っているところであり、また、美幌高校などの協力による芋掘り体験や家畜との触れ合い、さらには、保育園・保育所敷地内における野菜の苗植えから収穫までを通した体験など、自然体験の推進を図っているところであります。

今後におきましても、本町が有する豊かな自然環境の活用や、美幌高校の協力を仰ぎながらの様々な体験など、自然体験を取り入れた保育に努めてまいりたいと考えております。

次に質問事項の二つ目、町立保育園統合計画に森のようちえん理念を導入する考えについてであります。美幌保育園につきましては開園から33年、東陽保育園につきましては42年が経過し、それぞれ施設の老朽化が進んでいる状況にあるため、美幌町公共施設等総合管理計画に基づき、両園を統合する方向性で検討し、併せて、建設場所の検討についても進めてまいりたいと考えているところであります。

また、統合後の保育園運営についてであります。自然の中での豊かな体験は、幼児期に大きく発達する五感が刺激され、心と体の健康的な成長が期待できるとされていることから、今後におきましても、様々な自然体験を取り入れた保育に努めるとともに、森のようちえんなどの研究や先進事例の調査を行い、魅力ある保育園運営について努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

いたします。

次に、街路樹の管理方針について。

街路樹の剪定管理方法と今後の対応についてですが、御質問の町内で都市計画決定された14路線ごとの樹種、本数の現況でございますが、平成30年4月1日現在の状況は、国道、道道等に植樹されている樹木を除く8路線にエゾヤマザクラやイチョウなどの樹種が930本植栽されている状況であります。

剪定管理方法につきましては、車両及び歩行者の通行に支障がないよう、随時剪定するほか、おおむね5年程度を基本に各路線を剪定しておりますが、樹種や成長速度などを考慮し、毎年の最終的な剪定路線を決定しております。

さらに、成長し過ぎた樹木については、伐採による植え替えなどの取組も実施しております。

今年度は、学園通り西側のチョウセンゴヨウマツ剪定を9本、伐採による植え替えを18本実施いたします。

また、美幌町緑の基本計画に記載しております過去に施された強い剪定による道路環境悪化等の反省から、剪定作業を直接行う維持担当及び作業員に対し、平成27年度から専門家による樹種ごとの剪定方法指導を受けながら実施しております。

昨年12月には、公園通り、栄通り、幸通り、美英通り、東雲通りの一部について剪定を実施しておりますが、地域住民の方から落ち葉や松ぼっくり飛散など苦情や要望が寄せられている状況から、今後においても継続して、専門家の指導を受けながら、道路を往来する住民皆様の安全確保を基本に、環境美化、景観形成に配慮した街路樹が維持されるよう、地域の御理解をいただきながら取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さ

ん。

○12番（上杉晃央君） 最初に、森のようちえんから再質問させていただきます。

答弁で森のようちえんの必要性和全国的な取組に対する認識について、幼児期の自然体験活動への関心が高まり、その流れから森のようちえんなど自然体験を重視する保育が年々増加し、様々なプラス効果を持っていると認識をされているということで、私と共通の認識に立っていることを私自身うれしく思います。

また、町立保育園・保育所では、みどりの村や周辺公園を利用した園外における自然体験、敷地内での野菜の栽培や、美幌高校の協力による体験だとか、積極的な取組をされていることを高く評価しております。

実は、私がこの自然保育に初めて出会ったのは、今から19年前に、当時山口県の今は合併していますので変わっていますが、小野田市にあるこぐま山の保育園を視察いたしました。

山の中腹にある自然豊かな森の中、はだしで山の中を駆けめぐり、斜面を滑ったり、園児の父親たちが大きな木の上につくった秘密の基地だとか、ロープウエーで遊ぶ子供たちの笑顔が男の子も女の子も特に印象的でした。

鼻を垂らして、私の子供時代と同じような園児の姿を見て、今どきこのような保育があるのかなというような体験をいたしました。

当時、私はオホーツク寒気団でこの勉強会に行ってきたのですが、事例を当時の町立保育園の保育士に資料やビデオを見てもらったことを思い出しました。昨年、友人の議員から、長野県がこの森の保育園、自然保育を積極的に取り入れているということで取組の話聞いて、私はこういう原体験から、当時から抱いていた自然保育園の必要性ということを強く感じて、今回一般質問をさせていただきました。

自然保育というのは、自然環境や地域資源を活用して、周辺の山、川、森など地域に根ざした子供たちの直接的な体験活動でありまして、大人、保育者が極力遊びをリードしたり、助言したりせずに、子供の中から生まれる創意工夫や試行錯誤を見守って、子供の自発的な遊びを重視した保育・幼児教育でありまして、子供本来が持つ、自ら学び、成長しようとする力を育むことを重視した取組であります。

森のようちえんという名称がついておりますが、実は幼稚園だけではなくて、保育所、認定こども園等、いろんな保育活動を包括した名称でございます。

現代社会ではおもちゃやゲーム機などで遊ぶ、子供同士の触れ合いが少なく、特に自然と触れ合う機会が昔と比べ著しく減っております。

木登りだとか、ザリガニ捕り、川や池遊び、野菜の収穫、かまくら遊び、雪だるまづくり、チューブ滑りなどの体験、子供たちをわくわくさせる遊びや体験が、こういった現代だからこそ求められていると思います。

今後、様々な自然体験を取り入れた保育に努めたいということですけれども、当面、町立保育園として現在の保育計画にある自然保育を、さらに年次的に拡大する考え方があればお示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、1回目の答弁にございますとおり、現在も自然を取り入れた保育を実施しているということでございまして、昨年度の東陽保育園の例でいきますと、公園に出かけたりだとか、そり遊びをしたりだとか、そういったことで年間10回ほどのほか、プールにも出かけたりということが年間12回ほどやっております。

美幌保育園も大体同様の数を行っているところでございます。

今後についても、現行を維持しながら行

ってまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ただいまの両保育園で外に出たり、あるいはプールだとか、体験を計画中で取り組んでいるということは私も承知しております。

保育計画の中で、外に出ていくことをさらに増やしたりするのはいろんな難しさがあります。

特に、今回みたいにコロナが発生しますと外に出て行ったりすることも、例年同様な中では拡充できないということはありませんけれども、保育園の中で自然体験とか、外に出ていく保育をさらに拡充していきたいという議論を保育園内部で、特に専門職である保育士の皆さんから保育計画をつくるに当たって、そういった声が出ているのかどうか、もしその辺があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でありますけれども、今部長から答弁があったように、例年どおりのことは続けていきたい、さらに、1回目の答弁がありましたように、美幌高校のフィールドを使った経験については拡充というか、協力を得ながら食育を含めて行っていきたいというのがありますが、それ以上の拡充について議論されていることは今のところありませんのでお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 美幌高校との取組も非常に大事なことだと思いますが、今の主幹の説明ですとコロナのこともありましたけれども、今年も保育計画の中で高校に行き、例年同様の受入れをすることはできるということでよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でありますけれども、美幌高校との交流につきましては、今年度は残念ながらできないということで、道教委から先日回答があったということで、予定していた芋掘り、食育も今年についてはできないということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） コロナがありましたので、学校側の方針で極めて残念なことですが、できればこういう農村地区にいる子供たちが芋掘りとか、そういった体験をすることも、土をいじるというのは、先ほど話したように子供が成長していく上で大事な活動になると思いますので、高校以外のところでも、例えば一般農家でも、もし協力をしていただけたところがあれば、難しさはありますけれども、ぜひ検討していただく中で、体験をしていただきたいと思います。

次に、この質問の2点目でございますが、保育園の統合計画でございます。

答弁で美幌保育園及び東陽保育園ともに老朽化の問題と施設面積が狭いことから、ゼロ歳児保育や低年齢児保育の対応が十分ではないということを町も認識されております。

第6期美幌町総合計画に基づき、恐らく後期でこの統合計画の具体的な検討がなされるものと思います。

自然豊かな美幌町ですが、私はこぐま保育園を見てからすごく思ったのですが、北海道は自然が豊かです。けれど、この町も街の中にコンクリートの保育園とか幼稚園を建てて、決して、都会の保育園、幼稚園と変わらないというのが実態だと思うのです。

幸いなことに、みどりの村は非常に自然豊かですし、起伏もあって、子供たちがい

ろんな体験ができ、運動能力を高めたり、あるいは、先ほど話した非認知的能力の一つである自己肯定感だとか、生きる力を育む。こういったことが既に森の保育園活動を実践されているところからいろんな発表がされております。

そういった意味で、建設場所として、私は最もふさわしいのではないかという思いを持っております。

こんな保育園だったら美幌に移住させて子供を通わせたいと思われるような、独創的な保育園構想が必要ではないかと思いますが、町長いかがですか。

私のこの強い思いに対して、町長はどんな感想をお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 森のようちえんという話ですけれども、上杉議員は19年前に小野田市へ行ったと。私も企画係のときにドイツの教育に興味を持っていたのです。ですから、シュタイナー教育とか、凝っていたし、その中で森のようちえんをかなり調べました。

教育長になってから、森のようちえんについては当時研究されている方々の資料を全部持っていますし、上杉議員が言われる自然保育という概念に対しては、それは否定するものではないです。

ただ、今回の例示されている保育園も含めて何が違うかということ、もう一回きちんと考えなければいけないと思います。上杉委員がこういう投げかけをしたことで再度勉強させていただきました。

もともとデンマークとか北欧でやっている自然体験を基軸にした環境教育、自主運営型のものをやっている中で、日本は一つのネットワークをつくって、いろんなことを日本らしくどんどん広げていったわけです。

私はそれに対してどうなのかというのが正直な気持ちであります。上杉議員の提案に対してではないです。

やはりこのことをきちんとやらなければいけないことと、上杉議員に対してのお話をさせていただければ、本来保育がやらなければいけないものの本質と、地方自治体に移住定住の人寄せでこういうことをやることには私は違和感があると思っています。

ですから、あくまでも近隣の人たちが美幌は本当に子育てにしっかり取り組んでいる町で、美幌に通いたいとか、それから、木村議員との話の中で、美幌が好きで、本当に美幌で子育てをしながら仕事をしていきたいということを考えないと。

本当に森のようちえんの本質をやっている、自然の中で手つかずの中でやってるところ、今回説明いただいた中で、本当にヨーロッパのもの、森のようちえんをやっているのは、中富良野の森のたねです。

そこに寺子屋さんという方もいて、要は、富良野塾というか、そういう人たちがやってるものと、今上杉議員から提案いただいた自然保育、本当にそういう環境を含めてやることの整理をしなければいけないと私は思っています。

ですから、保育をどういう形でやるか、その中心になっている人達がどこを望んでいるのか、ロケーションとして見るならば、例えば、札幌のトモエ幼稚園などはまさにそうです。

南区北ノ沢にあって、大きな建物で、仕切りがなくて、何でトモエとつけたのかといたら、トットちゃんに憧れて、思想を取り入れてやり始めたという、そういう思いがあってやるのはいいし、そこに人が来るのはいいのですが、行政側として保育園をやる中において、自然保育をできるだけ入れるという方針については同じ意見ですが、その辺の概念を一つ間違えると違うかなと、だから、私は自分の経験から、設置者の思いとして、本当にヨーロッパでやっている、今もドイツでやっている、森のようちえんをやっていたらと

非常にうれしいというのが本音であります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 町長の思いもいろんな見方があると思います。

私は自然豊かな美幌町環境だからこそ、街中に統合保育園が町立のまま進むのか、あるいは運営形態を検討するという話ですから、どうなっていくかわからないですけども、いずれにしても、実験はできないけれども、そういう森の中ではだしの保育がいいのかどうかは別にして、そういう子とそうでない子を2通り育ててみて、先ほど言った自己肯定感だとか、生きる力とか、そういった違いが出るのかということを実験できないので難しいですけども、現実にもそういった保育を取り入れている子供は情操豊かで、非常に成長していくというか、発想力も高いし、そういったことが長年取り組まれている全国的な事例の中で発表されております。

私が19年前に行ったときは卒園式だったのです。

そこに小学生だとか、中学生が来ているので、なぜ来ているのかと聞いたら、この卒園生ですと言っていました。本当に山の中なので、小野田市以外のところから、そこにわざわざ親が送り迎えして通わせていた、そういう保護者もいたのです。

そこを卒園した子供たちが小中学生になって、ここのことを食事のときに聞いたら、本当に楽しかったと、ここで過ごして、保育園は自分にとってはすごい楽しかったとほとんどの子供たちが話していましたので、私はそのことを強く思いながら、町長が言うように、保育本来のあり方プラス今言うように今町立でも外に出向いていくような自然体験型のものを一生懸命努力しています。

でも、保育園が森の中にあって、そういう保育環境の中で保育をすると、子供たち

の成長に期待以上のものが生まれるのではないかという強い思いを持っていますので、町長もドイツの事例だとか、いろんなことを勉強されているということです。で、道内にも先ほど紹介したところがありますので、ぜひ、そういう取組の研究や先進事例、私はずっと思っていたのですけれど、計画をつくるときに大事なのは、行政の事務の人がやることではないと思うのです。保育している現場の人たちが、現状こうだけれど、本当はこんな保育をやりたいという思いを、現場にいる保育士の皆さんがどんな思いを持たれているのかということをしつかり聞いた中で、これから運営形態を含めてどうなっていくのかわかりませんけれども、私は町営でやるべきだという考え方を持論として持っていますので、いずれにしても、建設構想をまとめるに当たって十分時間はあります。例えば、庁舎建設では私はいろんなモデルプランをつくって住民に投票してもらったらどうかとか、図書館と合築したらどうかということが、時間がなく残念ながらできませんでした。

しかし、この保育園を一つにするという話は、これから十分時間があると思うのです。

そういった意味では、これからの少子化時代にどうやって子供に健全な幼児教育をするかという観点から、現場の保育士の人たちを少人数でもいいですから、毎年交代で先進事例を勉強させるとか、そういったことで構想づくりの担い手として、私は積極的に職員の関わりを持っていくべきだと思いますが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 構想をつくるということを考えれば、上杉議員がおっしゃったことは当然理解できます。

ですから、設置者の思いでつくるもの、どちらかというと私立と言われているものについては、設置者の思いでつくられてい

るのです。

多分、上杉委員は、町が考える場合には大きな意味で考えなければいけない部分、どちらかという設置者を支援する側という立場です。

されど、保育所を持っているわけですから、設置者でもあるとなったときに、私は設置者として細かい部分は、町長として余り言うべきではないという思いはあるのです。

ただ、今言ったように、先ほどから論議になっている、自然体験活動をしっかりやりましょうとか、幼児の基礎体力の向上などをしっかりやりましょうということははっきり言ってもいいと思うのです。

あとは、そこに携わっている先生方の思いもあるのですが、本当に保護者がどう思っているか、この辺の整合をきちんとしなければ。もともとは森のようちえんは、保護者の人たちが自分たちでこんなことを子供にやらせたいということで、だから同じ自然でも、手つかずの本当にもととの自然の中で子供の発達をしっかりとさせたいということなので、そういうことをきちんと考えてもらいたいと思います。

基本的には関わる先生方がレベルを上げたいということにおいては、いろんな情報を出すことは全然構わないし、見に行くこともいいですけども、本質をきちんと見てもらわないと、ただ見たというだけでは、私はだめだという思いであることも事実です。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 運営形態がどうか、将来どうするかはまだ見えない中での話ですけど、私は町立でしっかり統合保育園の構想をつくるべきだという考え方ですので、その辺は今の時点で、うまくすり合わない部分もありますが、いずれにしても、町長のお話があったように、もともと母親の思いから、こういったところで

子供たちを豊かに育てたいという思いが発展していった、今、世界のいろんなところで取り組んで、トモエ幼稚園のように設置者がそういう思いでしっかりやっているところもありますから、保護者の思いはやはり大事だと思うのです。

今までそういったことを問いかけたことはないと思うのです。

今どんな保育を望むのか、しっかり施設ができて、そこでやってくればいいのかというだけなのか、子供の成長に当たって、そういう姿勢を求めているのかということ、これを、これからの論議の中で問いかけて、それでも今のお母さんたちと議論しても、この構想が実現するときにはその子供たちはいないです。

ですから長いスパンで、現在、子供たちを抱えている保護者だけではなくて、これから保育園とか幼稚園を利用する人たち、そういう世代も含めて、先ほど言った現場で働く保育士だけではなくて、そこに預ける保護者の人たちの意見を聞きながら、美幌町はいろんな子育て支援、子供の医療費だとか、あるいは幼稚園・保育園の給食や小中学校の給食費の第3子以降の免除だとか、平野町長はいろんなことを積極的に取り組んでいますから、これから子供が少なくなってきたといえ、子育てをしっかりとできる町だったら今の世代の人たちに住んでもらえる、あるいは、外からも美幌町に来て住んでみたいと、そういう意味で、森のようちえんの考え方について、時間がありますので、ぜひ、じっくり時間をかけて検討していただきたいと思います。

それでは、次の街路樹の関係に移りたいと思います。

実はこの質問をするに当たって、私は全部回ってどんな状況か撮ってまいりました。

過去の議会において、街路樹の剪定問題を取り上げた議員が幾人かいらっしゃいますけれども、今回もやはり町民の方からこ

れはどうかのと、議員としてそういうことを何も町と議論しないのですかということで、過去にそういう議論をした議員もいらっしゃると思いますということもあって、私も一通り街路樹を見て写真を撮ってまいりました。

残念ながら、今見たようにほとんどの樹木が強い剪定のために緑の量が幹と枝がぱらっとある程度になっています。

これは、幸通と学園通の写真ですけど、これを見たら木がこんなひどい姿になって悲しいと、私に投げかけられているような感じもしたのですけれども、こういう強い剪定がいつ頃から始まったのか私はわからないのです。

なぜそういう剪定をしなければならなかったか必ず理由があると思うのです。その辺のところをまずお聞かせいただけますか。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

強い剪定が始まった時期でございますが、厳密にいつ頃からという明確なところは押さえてございませんでした。

答弁でもお答えさせていただきましたが、平成27年から専門家の御指導をいただきながら、剪定方法を学んできた経過の中で考えると、その前年には強い剪定で御指摘があったということでは押さえてございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） そうですか。

私はもっと前から強い剪定があったのかわかりません。私も写真を撮ったりしないので。印象としては大胆にぱさり剪定されているということで、理由については何でしょうか。理由が必ずあるのではないですか。

今までは、枝がどんどん伸びて、伸び放題になってきて住民から苦情があったと

か、そういうことは想像できるのですけれども、それをあのよう大胆に剪定しようと町が判断した理由は僕はどこかに必ずあると思うのです。

議員としては、そのことをまず知りたいです。

なぜそういう剪定をせざるを得なかったのか、その辺の背景や、もしかして町民から何かあったのか、その辺の理由についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 強い剪定の理由でございますが、街路樹の維持管理につきましては、町のみで維持管理できるという状況にありません。当然路線もありますし、本数も相当に及ぶということで、地先の方、また自治会の方に御協力いただきながら維持管理や落ち葉の清掃などに御協力いただいている状況でございます。

そんな中で、やはり地先の方から、樹木が大きくなり過ぎて葉の落ちる時期になりますと相当な量、清掃したのにまた落ちてしまうという声がございまして、なるべく維持管理に手間がかからないようにある程度剪定をしてほしいという御要望がありまして、強い選定をせざるを得ないという状況の中で実施してきた経過がございます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 平成27年度から専門家に相談しているということで、専門家というのは、どういう方に相談されていらっしゃるのかと、今みたいな剪定をすれば、確かに住民の苦情は減るし、行政側にとってはすごく乱暴な樹木の管理をしていますから楽です。

だけど、景観で見たときにどうなのですか。緑の基本計画の中に、剪定等の適切な維持管理を行い、緑の減少を防ぐことに努めると書いているのです。

この町がつくった計画中に書いてあるのです。これは緑の減少を防ぐような剪定で

はないのではないですか。

私は、本数ではなくて、枝葉がついてボリュームがある、そういう緑の量があるというのが町の空間の中に必要だと思うのです。

そういう意味では、そういうことを書いてありながら強剪定するというのは、専門家はどのような御指導を町にしてくれているのですか。

強剪定したことについて、計画にあるようなことと、相反するようなアドバイスで町はそれをよしとしてやっているのでしょうか。

その辺のことを説明ください。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 専門家の方でございますが、平成27年から御教示いただいている方でございますけれども、明和大学の元講師でありまして、みどり就業センターに所属されている方に毎年来ていただきまして、座学と実地で半日程度かけて指導をいただいている状況でございます。

指導いただいている内容としては、当然、強い剪定をよしとしているという指導ではなくて、その樹種に合わせた剪定方法、内容で御指導いただいているわけでございますけれども、当然、その剪定方法で実施をすれば、樹形がいいものになるという指導をいただいているところでございます。

実際に直営班で毎年剪定を実施しておりますけれども、剪定の本数も相当に及ぶというところもありまして、なかなか専門家に御指導いただいた内容を全てクリアするような剪定の仕方になっていないというのも事実でございます。

その中で、地域の方から御要望、苦情をいただいている中で剪定をしているという経過でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さ

ん。

○12番（上杉晃央君） わかりました。

明和大学の元講師をしていた方がアドバイスということで、人の体制や費用のことがありますから、もっとストレートに聞きます。

お金がかかるからそういう剪定をせざるを得ないという行政側の判断なのですか。

直接的に聞きますけれども、もっとお金を増やして、強剪定にしないでもう少し緩やかに、例えば、大きな木に育てていくためには、太い枝の間を2メートルぐらい開けて、すき間をつくりながらやっていけばどんどん伸びていくというのが私が聞いた専門家のお話ですけれども、そういった望ましい街路樹の剪定ができない理由というのは、財政的に人力も含めて投入するのが難しいから町はできないということでしょうか。私の勝手な想像ですけれども。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） お答えさせていただきます。

街路の植栽、植樹のほとんどが40年超過して、年々樹木が成長し、植樹帯のスペースに収まらない状況も数多くなってきました。

その中で、樹高、葉張り、根周りなど大きくなることで、先ほども言われています沿線住民の要望、松ぼっくりとか、落ち葉だとか、そういう要望を実際受けるケースが多々あります。その中で、架空線、照明を遮る、そのような苦情もあります。

本来、樹木の果たす役割は、議員のおっしゃるとおり、いろんな機能を持っております。ゆとりとか、日陰とか、環境とか、安全、そういうものを保ちながら、機能を持たせながら、道路と調和させた植樹帯への転換が必要ではないかと考えております。

今現在の大きな部分は、特にイチョウ、ニセアカシアが大きくなる樹種で、成長が早いのではないかと考え、また、イチョウ

になりますと時期になりますと一気に葉が落ちる。

そういうものに対して剪定時期だとか、春、冬の時期によって、剪定が必要ではないかと考えているところでございます。

その中で、今、道路の老朽化に伴って、歩道だとかそういうものの改修に併せて、道路の改修を進めているところでございます。

確かにお金の部分もありますけれども、費用を抑えながら、なるべく直営でできるような維持管理を進めていきたいとは考えております。費用については、今年、根の処理だとかそういうもので予算化されておりますので、有効に使っていきたいと考えております。

長くなってすみませんでした。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 答弁がよくわからなかったのですが、町長も強い剪定に対して同じ印象を持っていると思うのですが、町民の皆様、維持管理する側から見たら多分楽だと思うし、住民苦情も減るのでしょう。

ただ、苦情を言ってくる町民もいますけれども、何も言わなくても落ち葉を掃いてくれたり、松ぼっくりを掃いてくれたり、そういう地域の協力的な方もたくさんいらっしゃるのです。

そういった意味では、地域の熱心なボランティアの方もいらっしゃいますから、この辺をできれば地域の方とじっくり話していただいて、わからないですけれども、葉っぱであれば腐葉土にして公園の空き地に何年か寝かしておいて使ってもらうとか、松ぼっくりはそんなわけにいきませんが、そういったことをして、毎年私も道路を通っていて熱心にやってくださる方もいらっしゃいますから、行政ばかりではなくて、地域住民の皆さんの力も借りて、そういう緑化だとか、環境活動に汗を

流してくれる、個人ではなくその地域に、住民活動の奨励金みたいなものを出して、もっと住民の皆さんと協力しながら、低木であれば私たちも簡単な剪定ぐらいできるという人もいるかもしれないので、そういう協力もいただきながら、できれば、私は美幌町緑の計画にあるとおり、やはり緑豊かな潤いのある町のためには、ある程度この街路樹の剪定方法について見直し、専門家というのは、その明和大学の先生も専門家だと思いますけれども、町内にはそういうことを仕事としている専門家の方もいらっしゃると思いますので、一度そういう方たちの意見も聞きながら、できるだけお金をかけないで、どういうふうに街路のこの木は将来的にこんなふうに緑を増やしていきましようとか、そのような維持管理計画を策定していただいて、強剪定から少しでも回復させていくという取組が必要だと思いますが、最後に町長の御見解をお願いします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） すみません。私から御答弁させていただきます。

ただいま上杉議員からいただきました御提案でございます。

強剪定をしている街路樹を、今からまたきれいな樹形に戻すのはなかなか難しい部分があります。

今回やった経緯としましては、落ち葉だとか、標識が見えないだとか、様々な部分で要望があってやってきたものでございますけれども、本来の街路樹としての必要性、やはり、交通の安全性だとか景観、環境だとか様々な効果がありますので、いただいた提言がありますけれども、地域の町民の方も必要だという人、不必要だという意見がありますけれども、街路樹の必要性についてのお話を町としてもいたしまして、理解をいただきながら、景観・美化に配慮した街路樹のあり方という形で、今ありましたように落ち葉の掃除をしていただくとか、人によってはきちんと剪定をして、

家の前だけきれいな街路樹を持っていられしゃる方もいられしゃいますので、地域の方の方と街路樹のあり方について、きちんと話し合いをさせていただきまして、予算につきましても町ですべきもの、必要なものは、これから街路樹の整備に向けて協議をしながら、町民の協力を得ながら行ってきたいと考えますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 副町長から、私の提案も含めて、専門業者に委託することなども含めて検討していただいて、最後に、町長も行ってらっしゃると思いますけれども、姉妹提携してるケンブリッジ、ここは素晴らしい、町なかのロータリーに大木があったり、並木があったり、あのようなところの話を聞くと、やはりきちんと時間をかけて、丁寧な剪定をしながら大木に育てて、美幌町にないようなすごい大きなツリーになっているのを見てきておりますので、ぜひ、美幌町でなかなかそういうのは難しいかと思いますが、街路樹も様々な役割を果たすということで、邪魔だという意見のほかに、やはり緑が必要だという町民の声もあることを聞きとめていただいて、今後、前向きに検討いただくことで質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいま上杉議員からの御指摘、御提案があったことをしっかり受け止めて進めたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、12番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時20分といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました3点4項目について質問してまいります。

まず1点目、防災対策についてです。

避難所の感染症対策についてです。

国は5月に災害避難時における対策として、3密を避ける避難所の考え方を示しました。

町では、平成27年、28年と水害による避難所運営を経験しており、令和元年度には美幌小学校での訓練や、備蓄品の整備等を行っていますが、感染症対策に重点を置いた新たな避難所運営について、現況と今後の見通しについて4点伺います。

まず1点目、感染症対策においては、避難所で1人に割り当てられるスペースは2平方メートル弱とのことで、収容できる人数は半分以下になると言われます。

美幌中学校を例にとると、現在何人が利用できるのか、不足する場合、補う方策についてお示ください。

2点目の分散避難も有効な方法であり推進されており、親類、知人宅、または短期間であれば車中泊も選択肢として考えられ、安全な駐車場を使用するのも有効と考えます。

この際、住民がどこに避難する予定かなど、今後調査する予定があるか伺います。

3点目といたしまして、感染症対策は、自助の役割がさらに大きくなってくると考えます。

町で配付した災害時持ち出し袋のほかに、タオルなど各自が持参するものについて啓発が必要と考えますが、対策についてお示ください。

4点目、避難所のトイレ対策は、感染症も視野に入れた対策を考えているかお示ください。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対策の（1）新型コロナウイルス感染症

拡大以降の住民生活について。

新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言以降、住民の生活は一変し、影響は経過とともに重大になっていると考えます。

町は、感染症対策として住民に一斉に広報ビラを配布、特別定額給付金を早急に給付するなど、迅速な対応がなされていたのではないかと考えますが、社会福祉協議会を窓口とした緊急小口資金、総合支援資金などの申請状況や、利用状況などをお知らせください。

また、都市部においては、生活保護の申請が3割増加したとのことですが、町内での申請状況はどうなっているのかお知らせください。

2点目の住民の居住地調査について。

緊急事態宣言下、ステイホーム、おうちにしようと叫ばれていますが、美幌町民は全員住む場所を持っているのか、行き場のない人はいないのか、大変心配になりました。

都市部では、ネットカフェなどに寝泊まりする人もいるようですが、住民に目が届きやすい小さな町から、誰もが自分の住む場所を持てる対応が必要ではないかと考えます。

これからの第3波、第4波を想定し、全住民が住む場所を持っているかの調査が必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

3点目は、美幌高校の間口削減についてです。

2023年度計画による1間口削減について。

道教委が6月2日に公表した2021年度から2023年度の公立高校配置計画案では、2023年度から美幌高校で1学級減の計画案が示されましたが、その中で学科は検討中とのことですが、町として、今後どのように対応していくのか、町長、教育長の考えをお聞かせください。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

なお、美幌高校の間口削減については、後ほど教育長から御答弁させていただきます。

初めに、防災対策について、避難所の感染症対策についてですが、オホーツク地方では、新型コロナウイルスの感染者は小康状態を保っておりますが、終息したわけではありません。

そのような中で、前線停滞などによる大雨、台風や地震等の災害時に開設する避難所は、今まで以上に感染症に注意した運営が必要と考えております。

北海道では、北海道版避難所マニュアルに感染症対策を追記して、本年5月に改正しており、本町におきましても、その改正内容を反映させた美幌町避難所運営マニュアルの作成を進めているところであります。

1点目の感染症対策を行った場合の避難所収容人数であります。美幌中学校の場合は360名と想定しており、感染症対策をとった場合には256名となります。

その場合の対応として、体育館等以外の各教室等を利用することにより、避難スペースを確保したいと考えており、教育委員会や学校と協議する予定であります。

また、局地的な災害の場合には、被害区域外の避難所開設も視野に入れながら、収容者数減を補ってまいりたいと考えております。

2点目の親類、知人宅避難については、御指摘のとおり、避難所内の密集、密接を回避するために有効な手法として認識しております。

また、熊本地震の際に発生した青空避難も十分推測されることから、それらの対応についても考慮していかなければならないと考えておりますが、住民の皆様方の避難先の調査については、発生した災害の種

別、規模により大きく変動すると思われることから、各避難所のキャパシティーを把握し、体制を整備していくことを優先して進めていきたいと考えております。

3点目の自助の役割についても、御指摘のとおり、今後ますます大きくなると思われます。感染症蔓延時における避難に際して、北海道はマスクやハンカチなどマスクの代替となるもの、手指消毒液、体温計などの持参が望ましいとしています。

マスク、消毒液につきまして、一定の備蓄はしておりますが、避難生活の長期化等、最悪の場合を想定し、住民の皆様方にも当面の避難生活に対応できるよう御準備をいただきたいと思っており、備えていただくものを精査した上で、広報等でお知らせしてまいりたいと考えております。

4点目のトイレ対策についてですが、感染拡大防止の観点から、感染または感染のおそれがある方がいた場合、居住ゾーン、動線の分離が不可欠となり、トイレや手洗い場も別のものを使用いただくことになると考えております。

トイレにつきましては、疾病により行動が困難になることが推測されますので、分離したゾーンで使用が可能なポータブルトイレの整備を検討してまいりたいと考えております。

災害時での生活は自助、共助、公助がそれぞれ機能することが大変重要と認識しております。

町民の皆様方には、まさかは必ずやってくるとお考えいただき、日ごろからの備えをお願いしたいと存じます。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、北海道社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しております。

主に休業された方など、一時的な資金が必要な方は緊急小口資金を、主に失業され

た方など、生活の立て直しが必要な方は、総合支援資金の融資を受けることが可能であり、申込窓口は市区町村社会福祉協議会、労働金庫または取扱い郵便局となっております。

社会福祉協議会を窓口とした緊急小口資金、総合支援資金等の申請状況や利用状況等についてですが、美幌町社会福祉協議会に確認したところ、厚生労働省が特例貸付の拡大を報道発表した3月19日から6月12日までの期間、緊急小口資金は25件の申請受付、24件の貸付決定、総合支援資金は13件の申請受付、4件の貸付決定が実施されたとのことです。

また、町内での生活保護の申請状況についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が広がった今年4月、全国の政令市20市と東京23区で生活保護の新規申請数が前年同月比で31%増えたとの報道がなされました。

本町が受理した生活保護の申請件数は、1月から4月までの期間、平成31年の5件に対し、令和2年は6件で、1件増加しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が原因による申請はありませんでした。

2点目の住民の居住地調査についてですが、都市部では定住する家を持たずネットカフェ等に寝泊まりする人がいるとのことですが、町内には冬の寒さを防いで24時間寝泊まりできる場所や、低料金で宿泊することのできる施設がない状況であることから、住む場所を持たない住民はいないと考えております。

また、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、JR美幌駅構内等の施設、公園、河川、国道の町内15か所を毎年1月に調査し、ホームレスがいない旨を北海道へ報告しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 岡本議員の御質問にお答えいたします。

北海道教育委員会では、平成30年3月に策定したこれからの高校づくりに関する指針に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を策定しております。

本計画は、高校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中卒者数の状況を踏まえ、学校・学科の配置や、規模の適正化を図るため策定されているものであります。

本年度の計画は、令和3年度から5年度までの具体的な内容が示されており、美幌高校を含むオホーツク中学区においては、令和5年度に美幌高校を1間口削減する案が初めて提示されたところであり、このほか、留辺蘂高校では募集停止という内容でありました。

今後、道教委では、地域別検討協議会において意見を聴取した後、本年9月に正式な計画が公表され、来年度の計画案において具体的な削減対象学科が示されることとなっております。

美幌高校は、オホーツク管内唯一の農業科を持ち、地域の基幹産業である農業の担い手育成・確保の観点から、地域の特色を生かした教育活動が進められております。

また、普通科においても徹底した個別・集団指導体制により、公務員・進学対策プロジェクトや資格取得に向けた指導など、特色ある取組が行われております。

こうした実状の中で、一律に欠員数を理由とした定員調整には無理があり、間口の減少は教員配置・設置科目、部活動設置がいずれも減少するため、結果的に魅力減や生徒減の悪循環へとつながり、小規模自治体であればあるほど、地域の衰退に直結する大きな問題として、町は断じて受け入れることにはならないと、道教委に意見しているところであります。

御質問の今後の対応であります。平成30年度にオール美幌体制で組織した美幌高等学校教育振興対策協議会とともに、あらゆる機会を捉えて要請活動を行い、間口削減阻止に向けた取組を進めてまいります。

今後とも美幌高校と連携した生徒募集活動を充実させ、一人でも多くの入学者を確保するため尽力してまいりますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 避難所の感染症対策について、2回目の質問をしております。

感染症対策については、厚労省が6月18日にガイドラインを示し、また、日本医師会も災害時の感染症対策を示されたということで、これはコロナだけではなくて、阪神大震災、東日本大震災、熊本地震のときもノロウイルスとか、インフルエンザとか、経過してみれば大変な思いをされたということで、まずは避難で命を守る、その避難者の健康維持ということが大きな災害の時間の経過とともに、課題がはっきりとしました。それぞれが感染症や新型コロナウイルスとの戦いということになっていきます。

新型コロナウイルスは今までのものよりも感染力が強いのではないかとということで、美幌町でも避難所マニュアルの作成を進めているということで初日の藤原議員とのやり取りを聞いておりましたが、まずは、感染症対策を盛り込んだ避難所マニュアルの策定、これはいつ頃までと目標を持っているのか、まずその点を1点お聞きいたします。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） お答

えいたします。

避難所運営マニュアルの見直しを鋭意進めているところでございます。

さきに答弁させていただいたとおり、北海道版は震災と厳冬期も含めた中での改正になっておりますけれども、一遍にやると時間がかかるということで、当面感染症対策をメインに今進めているところでございます。

出水期というか、台風前に策定したマニュアルを基に、動きについて検証したいと考えておりますので、台風時期前までに一定のめどはつけたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 最初の質問にも書きましたけれど、平成27年、28年と連続して水害で避難所を開設しています。全部ではなくても、二次災害が1番現実的に迫った災害であると私は認識しているのです。

ここ何年かは本当に水災害もなく、大雨災害もなく、いいところに住んでいると自分も思っているのですけれど、美幌町は低いところが多くて、短時間記録的大雨とか、今の線状的大雨という降雨量が一度に来るということで、大地震などもこれは全町的に想定していかなければならないのかもしれないかもしれませんけれど、とりあえず、水災害・大雨災害を想定して、このマニュアル作りを早くしなければならないのではないかなと思うのですけれど、感染症対策とえば、国保病院でも発熱外来を開設していますので、必ず良い御意見が聞けると思うのですけれど、そういう御意見も取り入れるつもりはあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 現在見直しを進めている中では、北海道版、また、政府が示したガイドラインをベースに基本的な動作についての見直しを進めてい

るところでございます。

見直しを進めていく中で、専門的な見地が必要なものが出てきたならば、当然知識の深い保健師等に確認をとりまして、医療分野の部分をまとめていきたいと思っておりますけれども、感染症対策に対しての避難所開設になりますと、根本的に人の動きが変わってくることにありますので、まず人間がスムーズに動けるようにすることを第一義的に考えて、今見直しを進めているところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） かつてなく大変な作業になるのだろーと思っておりますので、一時でも早く、全部が完成しなくても現実的なところから策定していったほしいと思います。

例えば、そのマニュアルが完成したときに、地域の自治会の自主防災をつくっているのですけれど、そういう人たちにも配付されるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 現行の避難所運営マニュアルにつきましては、住民の皆さんの力添えが必要不可欠と考え、自治会連合会の皆様にもお配りしているところでございます。

今回はその改訂版ということに当たりますので、前回と同様にお配りし、お示しはしたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 繰り返しになりますが、8月から10月までの間、大雨災害が現実的なものになりますので、大変でしょうが、ぜひしっかりとしたものを早目につくっていただきたいと思っています。

1点目の教室を利用した避難所ということで、教室まで利用すれば一定の人数が使

用できるということですが、私は今回質問するに当たり、いろいろ考えてみたのですが、1人2メートルと考えますと、感染症対策でなくてもすごく避難者にとって心地良いと感じました。

平成27年のときは1番すごかったのですが、美中の武道館に避難して寝たときは頭の上にすぐ頭があるという動けない状態で、私は一睡もできなかったのですが、周りの人も一睡もできなかったという人がたくさんいたのです。

それを考えますと、ある程度自分が自由に動ける距離をとるということは、感染症対策ではなくても、避難所という住民にとって、健康的な避難ということにとっては本当に重要なことだと切実に思います。

あのころは体育館を使っていましたけれど、なぜか武道館にいっぱい集まってしまって、体育館には余り行っていなかったり、もちろんそのときはまだ教室も使っていませんでしたので、教室も使わせていただいて避難ができるということは、環境も本当によくなるということを身をもって体験しています。

例えば、今避難所には、毛布とか、段ボールベッドとかもありますけれど、床に敷くようなマットがあります。みんなが縦に寝られるような、そういう今あるものを一人用にカットして使えるものがあれば、そういう対策もとれるのではないかと思いますけれど、今あるものでそういうふうに、密を避ける状態のものに変換できるものはありますよね。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） ただいまの避難所のスペースに関してですが、1人当たりの占有面積基準というのは、内閣府等からは特に示されておらず、各自治体で定めているのが現状であります。

一般的に1人当たり2平米と言われてい

るのですが、その場合は1メートル掛ける2メートルという縁取りになってしまおうと思います。

その場合は、議員おっしゃるとおり、身動きが全くとれないようなスペースになってしまいますので、本町といたしましては、1人当たり3平米で積算しました。

今回、感染症対策をとるに当たって、さらにそれを4平米に換算して、かつ、現行の避難所の中で、こういった形で個人ごとのスペースを割り当てればいいのかというゾーニング作業も並行して進めているところであります。

それで、どれだけ快適な環境、快適と言うと語弊がありますが、いい環境になるかはまだ積算中でははっきりしたことは申し上げられませんが、最低限の飛沫防止スペースを考えたいと思っております。

また、現行の備蓄資材の中で、1人用というお話でしたが、基本的にそういう考えは持っておらず、美幌町といたしましては、昨年の段ボールベッドの協定を締結してございます。

段ボールベッドが供給された後には、一人一人のパーソナルスペースが生まれますので、その中での対応としたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） すごく広く、ゆとりあるスペースを考えていただいているのだと思いますが、私みたいに幅が広い人間は気を使ってしまって、眠れなくても、横になったりできないという、そういう経験がありますので、少しでも広いスペース、都会のように人口密度が高くて、スペースがないのであれば別ですが、あるのであれば少しでも環境に配慮したものを考えていただきたいと思います。

それと、藤原議員の一般質問の中で、段ボールベッドの協定を結んでいるというこ

とだったのですけれど、例えば、段ボールベッドの協定を結んでいて、今ここに備蓄はしていないけれども、災害のときは大体この管内全部が同じような状況になるというときに、協定を結んでいるから、例えば何百セットまで可能なのかとか、そういうことは今の段階でわかりますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 美幌町が結んだ協定先の業者はオホーツク管内で3か所の自治体が協定を結んでございます。

提供量についてですけれども、提供先の工場が恵庭市にあるのですけれども、そちらが被害を受けていない限り、つくれる分だけ供給はするというので、上限設定はございません。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは2点目の親類、知人宅への避難に入ってます。

今のところ、余り色よい返事ではなかったと思っているのですけれど、答弁ではなかったと思うのですけれど、私が実際に知っている方は、近くの子供の家とか、それから兄弟の家に行っています。

そういうふうにどんなに環境を考えても、自宅や普通の住宅より環境が整ってありません。トイレなどもそうです。

あと、備蓄の関係もあれば、国なども推進するのであれば、町内に親類がいる、親しい人がいる、また子供がいるというときは、お互い全町的な災害ではない限り、水災害などでは場所が限られますので、私は積極的に推進するべきだと思っています。

そのためには、自分で好き勝手に行かれるよりは、これはすぐできることではないかもしれませんが、私は町内に親戚がいるからいざというとき行きますという把握をしていくことが非常に重要ではないか

と思います。

これは一見大変なようですけれども、実際に災害の避難所運営のときには、行政の負担は減るのではないかと考えています。

この辺のところを、これも答弁でははっきりしたものではありませんでしたけれど、その辺のところについてもう一度考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 御質問の縁故避難と言われる部分での行き先についての御質問だと思うのですけれども、答弁させていただいたのですが、災害という性質上、必ず想定通りにはいかないと考えております。

あらかじめ調査をして、その方がここに行くとお知らせいただいたとしても、災害によっては別の場所に行ってしまうことも想定されるのではないかと考えております。

したがって、町といたしましては、まず、受入先である避難所がどれだけの収容能力があって、どういう機能があるかということをしっかり把握して、そこに収容能力以上の方が来られた場合、移れる避難所はどこかという部分をしっかり精査していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 時間もなくなってしまいますので、余りしつこくはできないのですけれど、美幌は低い土地が多くて、全町的な大地震となれば今おっしゃったことが当てはまりますけれども、水災害となれば高い位置にあるというところで、私はこれをある程度はつきりさせておいたほうがいいのではないかと思いますし、今までも私の知っている方は知人のところに行っていますので、この辺はもう少し掘り下げていただきたいと感じています。

そして、住民に対してもこういうときはここへという、このぐらいの町、それから日の出地区とか、美芳地区とか、そういう限られた地区の方は十分できるのではないかと考えていますので、今後取り組んでいただきたいと思います。

3点目の自助の役割についてです。

例えば、寝るにしてもマット1枚で寝ると、バスタオルとか、長座布団とかありますけれど、そういうものを一つ持って来ていただくと大分違うと思うのです。

前に配られた非常用持ち出し袋にプラスして、こういうものも必要ですということもやっていましたよね。それに付随して、ある程度準備いただけるものはしていただくということをやったらどうかと考えています。

そのほうが避難所に行った後の住民が、避難者が心地いいのではないかと思いますので、協力いただける方、いただけない方もいると思いますけれど、避難者がたくさんいなかったら毛布を2枚借りて、1枚敷いて1枚掛けてとできますが、これでは毛布がどのぐらい必要なかと自分も使いながら思いましたので、持って来ていただけるものは使い慣れた枕だったり、幾らでも持って来てもらうということではできませんけれど、例えば、住民が両手に抱えるだけは持ってきていいとか、そういう決め方をしていけば、かなり備蓄品にも余裕が出るのではないかと私は思います。

次は避難所のトイレですけれど、今までは絶対に水が流れたということで、すごく環境の違いがあります。

水が出ないというときのトイレの使用は本当に大変だと思います。特に感染症となれば、使い捨て手袋もたくさんいると思いますし、水が出ないということに対して、もっと研究していかなければならないと思います。この間やっていたのですけれど、災害の後、時間の経過とともに暴力があったとか、DVがあったということもありま

すので、災害マニュアルをつくり直すときにはそういう啓蒙・啓発も盛り込んでいただきたいと思います。

その点についてどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 私から先ほどの分散避難の関係で若干御答弁を申し上げたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、不測の事態において安全な場所に避難するということで、避難所は収容人数が限られておりますので、縁故避難、親類や知人宅に避難をいただくということも、当然、周知を図ってまいりたいと考えております。

ただ、先ほど主幹からも説明しましたが、事前に避難先を調査して把握することにつきましては、緊急時の対応になりますので、職員も限られた中で最善を尽くすという場面が想定されます。

その中で、仮に避難先を登録していて、そちらに実際に避難したかどうか確認しなければならないというような作業も発生してまいりますので、避難所の受入れ・運営に若干の混乱を生じるのではないかと危惧をしておりますので、現時点においては避難先の調査把握については考えていないということで御理解をいただければと思います。

また、最初に御指摘あったとおり、避難所の避難スペースの確保等につきましては、皆さん避難される場合は大きな不安感を抱いて避難所にいらっしゃいますので、そういった不安感を少しでも取り除くことができるように避難所の体制をしっかり整えてまいりたいと思いますし、備蓄品等もまだ十分ではない部分もございます。臨時交付金で措置されることもありますので、そこはしっかり精査して、必要な資材を確保してまいりたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 先ほどのトイレの件でございます。

美幌町の防災用の簡易トイレでございますけれども、現在、非水洗型の屋外設置型が30基ございます。

トイレにつきましては、議員御承知のとおり大変重要なアイテムでございまして、トイレが汚くなると生活そのものが破壊されていくというものでもございます。

そのため、冬期のことも考えまして、屋内型のポータブルトイレが北海道には適しているのではないかと現在考えております。いろんな種類がございますけれども、水を使わず凝固剤で固めて、かつ、排せつ物を入れたビニール袋については熱圧着等によって臭気も断絶するようなものも発売されておりますので、様々なものの中から、1番避難生活に適したものを選びながら整備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） それでは次に、2点目の新型コロナウイルス感染拡大以降の住民生活についてに入っていきます。

失業や休業の生活資金を無利子で20万円まで借りられる緊急小口資金、さらに60万円まで借りられる総合支援資金。答弁では、小口資金は25件の申請受付で24件、総合支援資金は13件の申請受付で4件の貸付決定とのことですが、その4件のほかの9件が貸付けできなかったということなのか、まだはっきりしていないのか、この辺の9件の事情をお知らせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、御答弁は6月12日現在の状況ということで答弁させていただいてございますが、貸付けの申請から決定までにタイムラグがあるということで、お

おむね4週間程度かかるとお聞きしております。

今日、6月25日現在の状況で再度確認させていただきましたところ、緊急小口資金につきましては、29件の申請受付に対しまして28件が決定されているということでございます。

また、総合支援資金につきましては、13件の申請受付に対しまして、現在12件が貸付決定されているということでございまして、書類上整って申請をしておりますので、残りの分につきましても今後貸付決定される見込みであるということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） タイムラグということで理解しました。貸し渋りかと心配しましたが、結局、町内で本当に困った方が頼るところはここしかないということですね。

北見市が大分前に、370件以上だったと思うのですが、それから見ると美幌はすごく少ないと思いましたので、そんなに困っている方がいないのかなと、安心なのかと思いましたけれども、心配になって質問しているところです。

例えば、この貸付けは保証人は必要なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 貸付けにおきましては、先ほど御答弁でも申し上げておりますけれども、社会福祉協議会で申請を受け付けておりますが、特に保証人の設定は必要ないと聞いております。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 保証人はいないということで、本当に困った方が一時的に頼るところでは、ここは本当に大切なところではないかと思えます。

1 回美幌新聞か何かで出たと思うのですが、今後こういうことが長引けば、もう少し広く周知してもいいのではないかと私は考えます。

それと 2 点目の居住地調査についてですが、今のところそういう方がいないということですが、住所を持つことは大変なことなのです。

家を借りて、住所を持つということは、家賃を払う、保険料を払う、保証人と契約更新料とか、本当に多額な金額が発生します。

町では、ホームレスとか、住所を持たない人がいないかどうか、道の調査を毎年 1 月にしているということですが、1 月に外を歩いている人は少なく、これは美幌独自にもっと網を張り巡らせるというか、そういう方が困っていたり、そういう方がいたらどこかに届け出るという仕組みづくりみたいな、そういう情報が来ることがあると思うのですが、そういう事例も知っておりますけれど、1 年に 1 回調査するのではなくて、夏場もしていったらどうかと思います。

今回、10 万円の定額給付金を送ったときに住所がない、浮いた状態というか、そういうふうになった方はいるのかどうか、そのところをお尋ねします。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） お尋ねの今回の特別定額給付金におきましては、現在全ての方に申請書が行き渡っているということで、所在がわからなくて戻ってきた分もございますが、個別に調査の上、全て対応ができているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11 番岡本美代子さん。

○11 番（岡本美代子君） すごくいいことだと思っています。

住んでよかったとか、それから、1 番困ったときにどれだけの手当てができるかと

いうことが住んでいる方が幸せを感じることはないかと思えますし、美幌は住みやすいとか、優しいということが、どこからまた子供が帰ってきたり、孫が帰ってきたりすることになるのではないかと考えていますので、そういう地道な努力、今住んでいる人の満足感が大事だと思っています。

給付金も全て対応できているということで、大変安心しました。

次に、高校の問題に入ってまいります。

私も平成 16 年だったと思うのですが、美幌高校が 3 間口から 15 名が欠員で 2 間口になってしまったところを経験しています。

そのときに、地域別検討会とか、道教委での聞き取り時に出かけた記憶がありますが、けれども、例えば、地域別検討会において聴取するということですが、そういうところに出かける方はどんな方でしょうか。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） お尋ねの件でございますが、開催要綱がございまして、参加対象者としましては、市町村長、市町村の教育長、高等学校長、中学校長、小学校長、PTA 関係者などとなっております。

○議長（大原 昇君） 11 番岡本美代子さん。

○11 番（岡本美代子君） 平野町長の教育長時代から、美幌高校に対する支援が年々増えていまして、実際に美幌高校に入った方にお話を聞けば、本当によかったとか、今ひとり親の方も多いので、本当に助かったという声を聞いています。

定員割れはしていると言いつつも、答弁のとおり、勉強にも、農業系にも力を入れてきているときに 1 間口削減ということで、この 1 間口削減の学科はまだ決定していないということですが、例えば、農業科 2 間口、普通科 2 間口の中から 1 間口

削減するということで、どちらかになるということではないと考えていいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 間口削減の関係でございますけれども、1回目に答弁させていただいたとおり、1間口減というところまでしか決まっております。

これは、今後において学校設置者であります北海道教育委員会でどちらかを決めていくという形になります。そのような中で、美幌町はオール美幌体制で高校を支援しているということでもあります。

そのような状況の中で、この間口削減は受け入れられないという意思表示をしておりますので、今後も意思表示を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 報道によりますと、留辺蘂高校が署名活動をしていますけれど、美幌町も決して受け入れられるものではない、意見するという力強い答弁がありましたけれど、現実的な動きとして、今の時点でわかることがありましたらお知らせください。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） お尋ねの件でございますが、答弁書にも書かせていただきましたとおり、オール美幌体制で組織しております美幌高等学校教育振興対策協議会を来月早々に開催する予定でございます。

こちらの構成員の皆様と協議をした中で、今後の活動内容が決定されるところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番岡本美代子さん。

○11番（岡本美代子君） 運動はオール美幌で取り組むということですが、学校というのは、校長先生は二、三年、そ

れから先生方も長くて六、七年、保護者もいろんな意見を持っていたとしても3年で大体子供が卒業します。

子供たちも3年でいなくなるということで、その地域の高等教育をどうしていかなければならないかということは、町の立場のある、私たちも含めて、首長の意向というのが非常に強いし、しっかりしていかなければならないというふうに、自分が前回削減を経験したときに強く感じたのです。

将来の子供たちのためにも、今しっかりやっていたいかなければならない。そうやっている途中で削減される悲しさはあるのですが、やはり子供が生まれることが少ない現状を受け入れなければならないという、その中で残った生徒にどうできるかということで、もちろん、先生方の協力、中学校、小学校を含めた先生方の協力や、それから地域の住民の意向も大切ですけれど、やはりその根幹を成して、将来を考えてやるということに対しては、町長もこの問題はしっかりやる気満々で期待するところですが、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌高校の1クラス削減の問題については、先ほど教育長から御答弁を申し上げたとおり、承服できないということでもあります。

では何をするかという話ですが、町民の皆さんに聞きたいのは、今は4クラスあります。定員が160名に対して、欠員が96名、これをどういうふうに受け取るかです。

私が反論をするのは、町内の中学校を卒業する生徒のうちの7割が町外に進学しているわけです。

ですから、例えば、ほとんどが美幌高校に行っていて、96人も定員割れしているのであれば、私は悪いけれど皆さんには諦めてくださいという話をするのですけれども、自分の町にこれだけの子供がいて、そ

して町外に出ている中で、これだけ欠員があるからということに対しては、どう考えても納得できない。

そうすると結局、中学区はどんなのだということを、それを道教委は考えてほしいのです。今までのやり方は、そのときそのときの卒業する生徒の減少数をただ言っているだけなのです。

でも、本質的なことはいじろうとしていないです。

なぜかという、中学区トータルで考えたら、仮に美幌から北見に行っていいますが、北見に6割行ったとして、北見から来ている子は二、三人です。これを私は本当におかしいと思うのです。その辺をきちんと向き合ってもらわないとだめだと私は思っているのです。

それと、コロナに便乗するわけではないですけど、こういう論議がきちんとされない中で、道教委が答えを出そうということに対して私は不満があります。自分が動きたくても動きようがないわけです。札幌に行きたいと言ったときに、この状態では行けない。

最低でも今の段階で道教委が削減することに対して、私は絶対に納得できないです。

ですから、この地域で、1市4町の中学区の中で、それなりの人たち、道教委も入ってきちんと論議ができるかということと、このコロナに対して、この段階でこういう提案をされることは納得できないということは、しっかりやっていきたいと思っています。すみません。

○議長（大原 昇君） これで、11番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時30分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○副議長（岡本美代子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 陳情第1号

○副議長（岡本美代子君） 日程第3 陳情第1号網走川河畔公園パークゴルフ場の整備を求める陳情についてを議題とします。

この件につきましては、令和元年第8回定例会において、所管の総務文教厚生常任委員会に付託しておりますので、その審査結果について、委員長の報告を求めます。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 令和元年第8回美幌町議会定例会において付託された事件について、審査の結果を美幌町議会会議規則第94条の規定により、次のとおり報告いたします。

1、事件名。

陳情第1号網走川河畔公園パークゴルフ場の整備を求める陳情について。

審査の経過については、記載のとおりであります。令和元年12月18日に開始し、延べ8回の委員会を開催しております。

3、決定とその理由。

決定。不採択とすべきものと決定をいたしました。

理由。陳情のあった網走川河畔公園パークゴルフ場は、多くの愛好者に利用され、町民の健康保持に大きな役割を果たしている公共施設であります。

当委員会として、陳情者及び所管部局から現状の聞き取りや、河川敷地の占用許可基準等について調査・検討した結果、アクセス道路の舗装化については、いまだ未舗装や修繕補修が必要な生活道路と比較して整備の優先度が低いこと、また、出入り口の拡幅については、安全管理上必要性はあるものの、網走開発建設部との確認で、付近に河川管理に必要な光ケーブルが埋設されており、移設には多額の費用が予想され

るとともに、民間所有地が隣接するため、不採択とすべきといたしました。

なお、次のように審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

網走川河畔公園については、夏季はパークゴルフやゲートボール、冬季はスケートリンク場として、多くの町民の健康増進に重要な公共施設であります。

今後も利用者が快適・安全に利用できるよう、関係機関・団体と協議をしながら、適切な時期にアクセス道路の整地、転圧などの維持管理をするとともに、特に出入り口付近の事故防止に重点を置いた、きめ細やかな安全対策を講じるべきものであります。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はありませんでした。

以上であります。

○副議長（岡本美代子君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） それでは、大きく3点ありますので、早口ではなくゆっくりとしゃべりたいと思います。

この陳情の経緯です。

私も2年前まで協会の副会長をやっていたとして、パークゴルフ場については20年前から移設計画の話がありました。

前町長のとき、10年前に意向を示されて、今の航空公園に移設するという決定があった平成26年に、そのときに道路問題が解決するというので、パークゴルフ協会もオーケーしたのです。

その間、移設の話は道路事情が大きな問題で、約10年間、毎年道路を直してもらえないか、移行できないかという中で、平成28年に現状の場所でパークゴルフ場を再整備した。

そのときに、芝だとか、コース内の駐車場、トイレ、備品関係は8,000万円の予

定を5,300万円に絞った中で町が執行したときに、道路の関係だけは数年待ってくれという打合せで、今回の場所に戻ったのです。

その後、お答えがないのでパークゴルフ協会が陳情することになったという経過は、委員会でもきちんと調べたと思います。

ただ、道路問題については、今の航空公園内の敷地が河川敷ということで、なかなか舗装化についての許認可が難しかったことと、大正橋の堤防については簡単に大きくできないという中で、迂回道路、要するに美幌北見端野線の仙頭さん、そして向かい側の元村さんのほうから入ってくる号線があるのです。その号線の整備、もしくはその他の新設道路、それから航空公園の道路ということで、これも平成26年の移転計画のときにその話をしないで終わった。

要するに、移転するまで道路関係の話が終わったということで1回決着がついて、それが平成27年度に新設の意向が戻りまして、今の場所になった。その段階で当然行政側も道路事情のことは知っていると思いますので、協会としてはその答えを数年間待っていたということです。

その結果上げたのが今回の陳情の中身だった。この部分をどのように委員会は確認したのかというのがまず大きな1点です。

2点目、今回、不採択という文章を読んだのですが、議員必携にも書いていますが、採択すべきときの意見は、執行部に対して今後このようにやってほしい、こうすべきだという意見がありますけれど、不採択は、不採択の理由を付記するだけであり、意見というのは、この議場での言葉であって、これが議場での採決のときに不採択になれば、意見書は議会として行政側に上げるものではなく、趣旨採択であれば、議長に、議長から町長に対する意見書になりますけれど、不採択になればこの意見書はこの場限りの文書で終わる。

であれば、道路を直すことがままならない、舗装してもらえないのであれば、道路整備してくれという形で行くのであれば、趣旨採択という形で取り扱いをして、不採択でなく、採択に近い趣旨採択を選ぶべきではなかったのか。それだとこの意見書の意味はわかるのです。

それも含めて、今回、委員会7人中全員が不採択ということで、少数意見もない。

逆に、少数意見があれば意見書として提示できますけれど、この道路を直してくれという部分は、今回の不採択の説明書には、町長に対する意見は述べられないということになりますので、本当に道路を直すのであれば、今からでも趣旨採択に変えるべきでないのかと思うのですけれど、そのところをまず2点目確認したい。

3点目、令和元年12月議会で、同じく総務文教厚生常任委員の馬場議員が、町長にパークゴルフ場の舗装化をしたらどうだ、取り付け道路の入り口を直したらどうだと一般質問をしています。

そのときに、行政側、町長からは舗装については関係団体と協議をするので待つてほしいという旨、答弁されています。入り口については厳しいと言われているのです。

ただ、12月議会以降、パークゴルフ場の話が表に出てきませんけれど、近々では、町長から舗装化については協議したいので検討を待ってくれという言い方で入っているとすれば、行政からは一般質問で回答をもらっているのに、せっかく前に進む可能性があるものを、なぜ今回、委員会でそれを否決するのかというところを確認したいです。

○副議長（岡本美代子君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 3点の御質問だと思います。

まず1点目の迂回道路についての検討等で、委員会ですという話はなかったのか、

あるいは陳情団体からそういう話はなかったのかという質問だと思いますけれども、まず、この委員会を開くに当たり、陳情団体から聞き取りをいたしました。文書に現れていない内容もあるだろうということで、いろいろとお話を聞きました。

その中では、豊岡線から通じる道路についての話は一切ありませんでしたし、委員会としてもその中身について話は出ませんでした。

航空公園の方向からの迂回路については、現状をお聞きしたところ、団体からは遠回りであり、実情的ではないという話を伺っております。それがこの迂回路について確認した事項であります。

次に、2点目です。

2点目の趣旨採択でもよかったのではないかという話がありましたが、基本的には、採択か不採択しかないという認識の基に動いていますので、趣旨採択という話は出ませんでした。

皆さんいろんな意見がありましたけれども、最終的には不採択ということで委員会でまとまったということであります。

3点目については、一般質問であった行政側の考え方と違うのではないかというお話がありましたが、これもいろいろ意見がありました。

実際に話を聞きましたところ、陳情の内容は舗装化してくれという話で、485メートルの長さ、4メートルの幅で92センチ厚の舗装をしたときに5,600万円かかるということで行政側から聞き取っております。

例えば、92センチメートル厚を50センチメートルにした場合、それでも3,850万円かかるという説明を受けました。

それらを踏まえまして、3,000万円、5,000万円以上かかるということでありましたので、やはり生活道路を優先すべきではないかということで、委員の皆さんの意見が一致したところであります。

○副議長（岡本美代子君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今の流れについては、再度聞かなくてもわかります。

1点目の道路の話ですけれど、委員長が金額の話をされたのですけれど、もともとはパークゴルフ場を移設するときに3億6,000万円かかるということで、結果的には五千数百万円の事業で、今の場所で終わったというときに、先ほど言った話に戻るのですけれど、二十年来、移設の計画があって、10年前に答えが出なくて6年前に移設すると、その中で数億円かけてでも新設しようということで、時の町長が2代続けて移転の話をされまして、4年前に残念なことになりましたけれど、そのときに3億6,000万円で移設することについて進んでいたのです。

その基金積立が3億円ぐらいあったのですけれど、その中の一部を違うところに使ってくれという町民の陳情がありました。このときに道路について、私もいたのですけれど、パークゴルフ協会が確認をとっていたのです。

このパークゴルフ場の移設については、現町長も当時教育長でわかっていると思います。道路の問題については、20年前からの問題で、大正橋のところだけがどうなのかということではなくて、道路整備についてしっかりと行うので、今の場所で整備してやりますので、移転計画をやめて、今の場所でやるので理解してくれと行政側に言われて協会だって飲んだのです。僕も同じです。

だから、今回陳情になったのですけれど、その辺の流れを理解しているとは思いますが、流れの中でいくと道路整備をしっかりやらないといけないという部分が委員会としても出したいのであれば、先ほど採択か不採択しかないと言うけれど、過去に趣旨採択を美幌町議会はやっていますので、採択したとしてもよかった案件で

はないか、意見書を付与するのであれば採択でもよかったのではないかと思いますけれど、趣旨採択はなかったというのは、どういう判断でなったのか聞きたいです。

○副議長（岡本美代子君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） まず、先ほど言いましたとおり、委員会を開催した冒頭に、陳情団体の方と意見交換をさせていただきました。

その中で、舗装化の理由と現状については、あくまでも舗装してくれという話でしたので、本音はどうかということ、本音の話をさせていただいたときに、でこぼことか、水たまりがひどい、それを解消してもらいたいと、あと、ほこりもすごい、それから自転車と歩行者、それから自動車との安全の確保ということもありました。

実際にグレーダーも入っているけれど、それはシーズン終了後で効果は低いというお話も聞きました。それで、正規な舗装ではなくて、簡易舗装でもいい、最悪、砂利舗装でもいいという話も聞きました。

そういうものを踏まえて、委員会の皆さんと話した結果、確かに必要性は皆さん認めていましたが、先ほど言いましたように金額が6,000万円かかる。

後から出てきますけれども、光ケーブルの移設も最初3,000万円以上かかるということで、合わせて1億円かかるということでありまして、委員会の皆さんの同意を得て、今回は厳しいということで、できることからやってあげましょうということで不採択となったという経緯であります。

○副議長（岡本美代子君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） しつこいようですけれど、経費だとか、流れ、大正橋の取り付け道路が狭いことは、パークゴルフ場ができたときから懸案なのです。

金額のことは、行政が今後検討するということで、協会としては待っているしかない。金額のことは協会も当時僕も入れませんでしたからね。

先ほど言ったけれど、12月の一般質問で、行政からは可能性について関係機関と協議しますので待ってくれと町長答弁が出ていて、なぜ否決だったのか、先ほど言った、趣旨採択という手法を使うべきでなかったかの検討は、もう一度回答をお願いします。最後をお願いします。

○副議長（岡本美代子君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 趣旨採択の検討はあったのかという話でありますけれども、初めから趣旨採択という意見は出ませんでした。

最初から採択か不採択かで動いたということで、趣旨採択という話は出なかったというのが実情であります。

あと、出入り口の件ですけれども、これについても聞き取りをいたしました。

出入り口の危険を解消するために、協会としては一方通行の処置をとっているとのお話も伺いました。

これを踏まえて、関係部局を通じて、開発局の話を聞いたところ、やはり光ケーブルが入っている。昔、樋門を移設するときに、あそこの場所ではないですが、1回動かしたことがある。それについては3,000万円かかったということで、今回動かすとしたらそれ以上かかるでしょうという話がありました。

それから、先ほど意見書でも出しましたが、民有地が隣接しているということで、のり面をつけなくても、光ケーブルを移した後、垂直にして工事をすれば、ある程度は幅を広げることができるでしょうけれど、大した安全対策の効果にはならないだろうということで、やはり、民有地を何とかしないと安全確保できるような拡張はできないだろうという結論に至ったという

ところです。

そういうことをトータルして、（「最後、町長から回答をもらっていることは」と発言する者あり）

町長の回答の話は委員会の中で一切出ませんでした。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 確認ですけれど、まず、審査の結果、不採択というのは、内容としてアクセス道路の舗装化と、それから出入り口の拡張についての2件ということで不採択ということの理解でよろしいですか。

○副議長（岡本美代子君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） おっしゃるとおりです。

その2件が要望事項でしたので、それに対する結論として不採択ということです。

○副議長（岡本美代子君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） それにはいろいろ議論があったことと、関係団体からの聞き取りもあつて、不採択にされた理由は気持ちとしては理解できます。

ただ、審査意見で出ています。不採択にしたことで、これが本当に有効なのかというのが疑問に残る点だと思うのです。

不採択となれば、この審査意見は効力を発揮しないのではないかと。

それであれば、審査報告でももう少し具体的な内容を書いた上で、対策としてはこういう対策がとれますという話を付した上で、不採択とするのであれば理解できるところです。

要望はその2件だけだったと思うのですが、不採択にしたばっかりに審査意見が効力を発揮しないのであれば、それはパークゴルフをやっている方々にとって1番不信に思うところではないかと思うので、

その辺は委員会の中では話し合いとして出されなかったのでしょうか。

その辺をお伺いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 委員会で採決をとる前にいろいろな意見が出ました。

内容的には、問題点、ほこりが立つ、安全対策いろいろありましたので、その辺は問題点を解決する必要があるという話と、それから、先ほどありましたけれど、グレーダーを入れてもらいたい。それが時期がずれていたということがありましたので、部局に確認したら、シーズンが終わった後にグレーダーを入れていたという現状があったのです。

それだったら意味がないということを踏まえて、いろんな委員の意見で、やはりそういう問題点を解消しなければならないという話で、でも、先ほど言いましたように、舗装化については時期尚早と、今の段階では舗装化は金額的にも厳しいという委員の皆さんはそういう意見でした。

ただし、まるっきり舗装化についてだめという話ではなくて、今の時期はもっと先にやるべきことがある。それは何かと言うと、転圧であったり、砂利敷きであったり、そういうことをまずやってあげようという話でまとまったところであります。

○副議長（岡本美代子君） 10 番坂田美栄子さん。

○10 番（坂田美栄子君） 言われていることは理解できます。

ただ、不採択にしてしまったことについては、今までやってこられたグレーダーだとか、整備に関して団体と協議をしながら取り組んできたことは認められる話ですが、こういうふうにならぬように不採択にしてしまったら、行政側が議会側で何もしなくてもいいという受け止め方をされてしまうと、次にできることもできなくなってしまうのではないかというおそれがあったので、今回あ

えて質問させてもらったのですけれど、それであれば、もう少し具体的な内容を事前にきちんと書いた上で、それで不採択という形と、時期早尚ということであれば、不採択にしないで言葉の使い方があったのではないかと思うのです。

そういうことも委員会の中で、しっかり話し合ってもらったほうがよかったのではないかと私の思いを伝えたかったということです。

以上です。

○副議長（岡本美代子君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 坂田議員おっしゃるとおり、そういう思いがあったからこそ審査意見をつけて、何とかしたかったというのが実情であります。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号網走川河畔公園パークゴルフ場の整備を求める陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、不採択です。

本陳情について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号網走川河畔公園パークゴルフ場の整備を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

◎日程第4 発議第1号

○副議長（岡本美代子君） 日程第4 発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

7 番馬場博美さん。

○7 番（馬場博美君）〔登壇〕 発議第 1 号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明をいたします。

本年 2 月より全国的に広がった新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、北海道においては、2 月 28 日から 3 月 19 日まで緊急事態宣言が発令され、その後、国においても感染症対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が 4 月 16 日から 5 月 6 日までの期間で発令され、特に北海道においては特定警戒都道府県と位置づけされました。

その後、新規感染者の減少が十分とは言えないなどの理由から、緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長することが決まりましたが、5 月 25 日、国は新規感染者の減少、医療体制の逼迫状況が改善傾向にあるなどの理由で宣言の解除を行いました。

しかし、道内においては毎日のように新規感染者や死亡者が発生していることから、今後についても予断を許さない状況であります。

美幌町においては、北海道の休業要請等により、飲食業、小売業を初めとする様々な業種の事業者の売上げに多大な影響を及ぼしております。

そのため、美幌町といたしましても、感染防止対策や経済対策に多額の資金を投入し対応しておりますが、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民の生活や町内の経済に影響を及ぼすことを勘案し、新型コロナウイルス感染症対策や、それによって深刻な影響を受けている地域経済、住民生活への支援などの財源の一部として、令和 2 年 7 月から令和 3 年 3 月までの 9 カ月間、議員報酬の月額を 5 %減額することとし改正するものであります。

以上、説明いたしました。よろしくお願

いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

1 3 番松浦和浩さん。

○1 3 番（松浦和浩君） 発議者に確認します。

今回経済対策ということで、町長たちも報酬を引下げたということと、それは町長たちの思いということは十分わかりますけれど、この発議の前、全員協議会の中では、期末手当の報酬削減が 6 月では間に合わなかったということまで私は聞いていますけれど、その後、発議される内容も初めて私は正式に聞きました。

議案の 5 %削減は聞いていますけれど、全議員に及ぶ報酬の引下げを私は 1 回も説得も、話も聞いてない。協力できないか、やるべきではないかという話もされていません。

議長から説得したらどうだと聞いていると思うのですが、経済対策で下げるのであれば、私は全員協議会で言ったとおり、議会が自らしっかり仕事をして、町長と共に春以降の経済対策に取り組もうと、その中で町民に御理解をもらうのが優先だと言った話は聞いてもらえなかったのかなと。

逆に言えば、下げることの話だけしか受けていませんので、発議者に聞きたいのですけれど、全議員でしっかり協議した中で下げるという手をとれなかったのかどうか。

これだけ一つだけ残念だなと思って聞きたいです。

○副議長（岡本美代子君） 7 番馬場博美さん。

○7 番（馬場博美君） ただいまの御質問にお答えします。

全員協議会では 2 回ほど協議を行ってまいりました。松浦議員おっしゃるとおり、全員入った中でどうなのかということであり

私たちは全員協議会の中で、会派として四つの提案をいたしました。議員報酬の削減、常任委員会の行政視察の中止、政務活動費の50%凍結、町民アンケートの実施ということで行いました。

最終的に、我々会派としては、松浦議員おっしゃるとおり全員でやるべきだということで、1回目の全員協議会で私も申し上げましたけれども、これを全員でやってほしいということで、1回目の全員協議会でそういうことを申し上げて、2回目で協議しました。

その後、最終的には2回の全員協議会をやる中で、先ほど説明したとおり、町としては、町長の給料等の減額もありまして、そういうことも踏まえて、何といたっても町民に寄り添うこと、やはりこれだけ投資している中で、町民アンケートにありましたけれども、町民の方が大変苦しんでいるということで、最終的には賛同する10人の議員で協議を重ねた結果、先ほど松浦議員おっしゃるとおり、6月期末手当には間に合わないということで、やむを得ないという判断の下で、今回提案したところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（岡本美代子君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 最後の一つだけ。

私も全員協議会は公開でやろうと発議した1人ですけれども、今回その10人だけで決めたときは、全員協議会を開いてやるべきではなかったのかということを質問したのであって、要するに、全員協議会に上がった議案の延長ですから、また全員協議会の中で、全議員の中での話し合いがあると思っていたということです。

それを10人だけで発議を決めたということが、1回目のときに公開にしているのにもかかわらず、最後の決定のときに、全員協議会を開くべきではなかったのかと発

議者に聞きたいということです。

○副議長（岡本美代子君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） ただいまの御質問に答えます。

私たち全議員はそう思っていたかと思えますけれども、最終的に2回目の全員協議会の中で、これについては賛同できる議員、あるいは反対される議員が一致できなかったということがありましたので、私たち10人の議員で協議した経過でございます。

本来であれば、松浦議員おっしゃるとおり、全員の中で一致して、私たちは提案したかったということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対する方の発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 発議は、美幌町議の報酬を9カ月にわたり5%削減するというものであります。私は大変悲しい思いであります。町議会議員は、もはや名誉職ではありません。

ここに、全道144町村議会の議員報酬一覧を用意してあります。人口4万4,000人の十勝管内音更町が28万1,000円でトップであります。美幌町は定数削減を行って、かろうじて23万7,000円、全道3番目の水準であります。全道町村の圧倒的多数は10万円台であります。

私は全道市議会議員の報酬とも比較をしてまいりました。人口1万人以上あるいは1万人台、2万人台の人口、11市ございます。こことも比較をいたしました、平

均いたしますと、人口2万100人、報酬月額が31万円を超えています。

美幌町と比較をいたしますと、月額で7万7,000円、年額で120万円、この町は下回る水準であります。

市と町で議会活動は全く同じであります。しかも、御承知のとおり、議員に支給されるものは報酬だけ。家族手当、住宅手当、そして退職金は一切ありません。

年金も今や最低水準の国民年金のみであります。今、このことが町村議員のなり手がいないということで、全国的に大問題となっており、全国町村議会議長会が毎年頭を悩ませている状況となっているわけであります。

今回の提案は、町議会を理由に生活費と関係なく、ことさら低く設定されている議員報酬を、さらに9カ月にわたって5%削減する。こういう内容であります。

これは、新型コロナウイルスの対応を理由として適正化ということが問われていると私は思います。

今町民が真に願っていることは、報酬は低いいけれども、新型コロナウイルスで苦しむ町民の生活、あるいは、業者の実態をよく調査してほしい。感染を徹底して防いでほしい。あるいは、町民に対する適切な支援策を議会として練り上げてほしい。このことであります。

町議の報酬に対する無理解が残念ながら広がっています。

今回の報酬削減が、今後美幌町の議員報酬はもとより、全道のさらに厳しい町村議員の報酬引下げにも影響を与え、さらに、新型コロナウイルス感染防止に一生懸命取り組んでおります町職員給与引下げにも影響を与える可能性を持っているということも併せて申し上げ、大変悲しい思いを込めて、反対いたします。

○副議長（岡本美代子君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 美幌町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について賛成討論をさせていただきます。

提案理由にもありましたとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症により、誰も想像していなかった甚大な心身的、経済的被害を全国にもたらし、いまだに終息も見えてはおりません。

美幌町におきましても、休業や自粛の要請等により、飲食業、小売業を初めとする様々な事業者、そして、子供たちが登校できなかったことで保護者への影響も小さくありません。

働きながら子供を育てる親にとっては、ストレスを抱えながら、ぎりぎりの生活を行っている世帯もあり、それがひとり親の世帯となると、さらに大変であります。

その中で、私たちが議員として何ができるのかを真剣に考えたとき、議員として町のため、町民のため全力で議員活動を行うことは当然であるとした上で、今後の議員活動への影響を考慮しつつ、報酬の一部を減額し、少しでも新型コロナウイルス感染症による対策費の一部として活用していただきたいという考えにたどり着いた次第であります。

議員報酬は生活給という考えで受給しているものではないと私は考えます。報酬による議員のなり手不足の問題なども話に出ておりましたが、議員のなり手不足の解決は別で取り組む必要があると思っております。

今回のような特別災害時には、皆が協力して乗り越えるという思い、そして行動が大切であり、美幌町議会議員として、町民を思ってその行動を起こすことがとても大切であると私は考えます。

そのため、その行動の一つとして、今回の条例改正に私は賛成いたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに討論はありませんか。

8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君）〔登壇〕 発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルスの影響は、町内において図ることができないほど大変深刻な影響を受けています。飲食業、小売業を初め、あらゆる業種に及んでおります。

町といたしましても、商工会議所並びに金融機関と連携して、影響を少しでも減らす政策を行っております。

さらに、多くの民間企業の方々から心温まる御支援をいただき、感染防止対策、また、経済対策等、新型コロナウイルスとの戦いを行っている状況にあります。

今、誰もが先の見えない不安の中にあります。私たち議会議員として、町民の代弁者として、町民皆さんに寄り添い、励まし合い、この難局を乗り越えなければなりません。

その思いの一端として、議員報酬を7月から明年3月までの9カ月間、月額5%の減額をするものです。

議員皆様の御賛同いただきますようお願いを申し上げて賛成討論といたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は、15時30分といたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時30分 再開

○副議長（岡本美代子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第32号

○副議長（岡本美代子君） 日程第5 議案第32号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の7ページをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第32号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとします。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第32号関係。

動産の取得について。

除雪トラック1台の購入であります。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、令和2年6月5日。

指名業者名は、UDトラックス道東株式会社ほか、記載の3社であります。

取得の金額、4,873万円。参考ですが、消費税抜きの額は、4,430万円で、落札率につきましては、96.01%であります。

取得の相手方、北見市東三輪1丁目28番地2、UDトラックス道東株式会社北見支店、支店長長屋栄治であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和3年3月15日であります。

以上、説明申し上げました。どうぞよろしく願います。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私からは、二つほど教えていただきたいのですが、ボルボパワートレインということで、海外のメーカーだと思うのですが、海外メーカーは部品供給が遅いというお話を聞いたことがあります。

部品供給の時期と何年ぐらい保証していただけるのかというのと、あと、納入期限が3月15日とあるのですが、除雪前に納入されると思うのですが、大体どれぐらいをめどにしているのか教えてください。

○副議長（岡本美代子君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） ボルボパワートレインのお話でございますけれども、ボルボ社とUDトラックス株式会社につきましては、資本提携をしております。ボルボ社設計のエンジンについて、UDトラックスの埼玉県上尾市におきまして、エンジンの製造を行っておりますので、実質日本国内での製造ということで、日本社製のエンジン同様、供給については問題なく対応できるという状況になってございます。

次に、保証の関係でございますけれども、入札の際に条件として付しております1年については問題なく無償で対応していただけるとお聞きしておりますし、メーカー保証の中で1年を経過した後についても、駆動系については、さらに延長12カ月の保証をしていただけるとお聞きしております。

また、部品の製造で問題がある場合については、別途、問題のある部品については時期を問わず保証交換するというところでお聞きしております。

あと、納入期限の関係をお答えをさせていただきます。

納入期限につきましてお聞きする中では、今回お示ししております3月15日を目途にしております。今回の契約から車両本体の製造につきましては3カ月程度、その後、また架装する下請事業者で、トラックであるとか、除雪装置であるとか、そういったものを取りつけするのに3カ月程度、そして最後に3月に北見支店でコモンレールの、そういう細かい装置をつけまして、3月15日の見込みで予定をされているという状況でございます。また、業者に確認をさせていただきましたけれども、今回のコロナウイルスの直近の影響を確認させていただきましたが、何とか納入期限に間に合うように、除雪前に納入というお話でございましたけれども、そこには間に合う状況にはないということで、何とか納入期限に間に合うように、コロナの影響はあるけれども、納入に向けて進めたいということをお話をいただいている状況です。

以上でございます。

○副議長（岡本美代子君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 現状のトラックは3月まで渡さないという、そうでないと除雪体制が間に合わないという話で理解してよろしいでしょうか。

○副議長（岡本美代子君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 3月納入をめどにしてございますので、現状のトラックにつきましては、納入までは当然ながら使うという想定の中で、更新をする予定でございますので、よろしく願います。

○副議長（岡本美代子君） 10番坂田美

栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） この除雪トラックの取得に当たっては、なぜ今回の補正でやるようになったのかという思いが一つあります。

取得する目的を持っているのであれば、3月の予算のときにしっかり取り組めば1番稼働率の多いときに使うことができたのではないかという思いがありますが、なぜ3月定例会の予算でそういう考え方に至らなかったのか聞かせていただければと思います。

○副議長（岡本美代子君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 御質問にお答えいたします。

除雪トラックの予算につきましては、当初予算で提案させていただきまして、議決された中で、今回入札の執行を行いました、その議決案件で、今議会に提案させていただいたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第32号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号

○副議長（岡本美代子君） 日程第6 議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の8ページになります。

議案第33号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第33号関係。

工事名は、美幌町防災行政無線デジタル化整備工事でございます。

今回の工事につきましては、現在使用しておりますアナログ方式の防災行政無線が無線設備の規則改正に伴い規格外となることから、令和4年12月以降は使用できなくなることとなります。このため、デジタル無線に更新しようとするものでございます。

工事の場所は、東2条北2丁目25番地、役場庁舎敷地ほか記載の4か所でございます。

工事の概要であります。統制局を現庁舎に仮設した後、新庁舎完成後に設備を移設し、既設アナログ設備を撤去いたします。

無線免許を申請する関係から、一旦現庁舎に統制局を仮設することになりますが、デジタル無線の運用開始につきましては、新庁舎完成後、令和2年5月となる見込みでございます。

基地局、中継局は役場新庁舎と登栄集会室の2か所に新設いたします。

また、無線の不感エリアを解消するため、古梅総合センター、豊岡自治会館、上美幌保育所の敷地内3か所に自動中継局を新設いたします。

移動局無線につきましては、現在使用しております車載型、携帯型、可搬型の計45か所を更新いたします。

入札年月日、令和2年6月5日。

指名業者は、株式会社電建ほか記載の5社になります。

契約金額、2億3,540万円。落札率は97.53%でございます。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長飯坂伸一でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後390日。本日議決をいただき本日中に契約を締結いたしますと、工期は令和3年7月20日となります。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 統制局の設備の移設は令和3年5月だと思うのですが、イメージとして、新庁舎にそういう統制局のアンテナがどこかに立つのか、その辺のイメージがわからないので教えてください。

○副議長（岡本美代子君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） ただいまの御質問ですが、統制局の機器自体は執務室内におきまして、そこから庁舎外部に空中線を建てるというイメージでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（岡本美代子君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私からは、新規中継局の部分で教えていただきたいのですが、鉄骨が何かで建てられると思うのですが、鉄骨が地上から何メートルぐらいの高さになるのかということと、基礎は北海道の凍上深度の部分があるので、基礎の深さがもしわかれば教えていただければ

と思います。

○副議長（岡本美代子君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 自動中継局の規模についてでございますが、設計の段階で18メートル程度を予定しているところでございます。必要面積については1平米を予定してございます。

基礎の深さについてですが、申し訳ございませんが、今手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第33号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎会議時間延長の議決

○副議長（岡本美代子君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○副議長（岡本美代子君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

◎日程第 7 議案第 3 4 号

○副議長（岡本美代子君） 日程第 7 議案第 3 4 号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の 9 ページになります。

議案第 3 4 号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

変更内容について御説明いたしますので、参考資料の 3 ページをお開き願います。

資料 3、議案第 3 4 号関係。

変更目的であります。平成 2 8 年 3 月に、平成 2 8 年度から令和 2 年度までの 5 カ年を計画期間とする過疎計画を策定いたしました。令和 2 年度の過疎債の起債申請におきまして、現計画には記載されていない事業があることから、事業を追加するため、計画の一部変更を行おうとするものでございます。

変更する内容でございますが、令和 2 年度におきまして、過疎債を財源として実施する事業を追加いたします。

対象事業につきましては、変更後の欄に記載のとおりでございます。

根拠法令は、過疎地域自立促進特別措置法。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 3 4 号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 3 5 号

○副議長（岡本美代子君） 日程第 8 議案第 3 5 号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の 1 1 ページになります。

議案第 3 5 号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 4 ページをお開き願います。

資料 4、議案第 3 5 号関係。

改正目的でございますが、新型コロナウイルス感染症が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正されたことから、町税条例の改正を行おうとするものでございます。

改正内容は、大きく 5 項目になります。

1 点目は、固定資産税・都市計画税であります。

まず、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置になります。

令和 2 年 2 月から 1 0 月までの連続する 3 カ月の売上高が、前年の同期間と比較い

たしまして30%以上50%未満減少している場合は税額を半額に、50%以上減少している場合、税額の全額を軽減しようとするものでありまして、令和3年度課税の1年分に限り、特例措置を講じるものでございます。

また、生産性革命の実現、新たな設備投資を行う中小事業者等が、機械器具や備品などの設備を導入した場合、取得から3年間の固定資産税が免除される特例措置につきまして、対象となる設備に事業用家屋と構築物を加えるとともに、適用期限を2年間延長し、令和4年度までの特例措置といたします。

2点目は、軽自動車税でございます。

昨年10月の消費税率の引上げに伴い、令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車につきましては、軽自動車税環境性能割の税率が臨時的に1%軽減されることとなりますが、その適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象といたします。

3点目は、町税の徴収猶予であります。

令和2年2月以降の収入が、前年同期に比べおおむね20%以上減少し、納税が困難である事業者等に対して、無担保かつ延滞金なしで1年間町税の徴収を猶予する特例措置を設けます。

4点目は、国民健康保険税であります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、新型コロナの影響により、収入が減少された方の負担を軽減するため、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来する保険税について、納期限後も減免申請をできるよう条例に定める申請期限を改正いたします。

なお、減免の対象世帯の要件や減免の割合につきましては、別途取扱要綱を設けて対応することになります。

5点目は、個人町民税であります。

国の自粛要請を受けてイベントが中止された場合、チケットの払戻し請求権を放棄

された方につきまして、20万円を上限に寄附金の税額控除の対象といたします。

また、新型コロナの影響により住宅の建設が遅延した際の救済措置として、住宅ローン控除適用要件の入居期限を1年間延長し、令和3年12月31日までといたします。

参考資料の5ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は公布の日であります。個人町民税につきましては令和3年1月1日からの施行となります。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 確認ですけれど、1番と2番の税金の関係です。

まず1番に確認すると、令和2年2月から10月まで減少した場合、課税の金額が変わると書いていますけれど、これは、令和3年の頭に本人が申告するのか、その辺の収支の仕方はどのようになるのか教えてください。

○副議長（岡本美代子君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） 固定資産税の関係ですけれども、今年の2月から10月までの3カ月の売上高が3割減ることですけれども、償却資産ですので、実績に基づきまして来年1月末までに償却資産の届出を出してもらいますので、それをもって手続していただいて、4月以降は課税をゼロまたは2分の1にするということです。

○副議長（岡本美代子君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 本人の申告ということで、その周知の仕方はどういうふう to 徹底できるのかという質問です。

○副議長（岡本美代子君） 税務主幹。

○税務主幹（片平英樹君） 償却資産に関しましては、12月に申告される方に案内を送りますので、そのときにパンフレットをつくりまして、こういう減免もありますという周知を図っていきたいと思っております。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第35号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号

○副議長（岡本美代子君） 日程第9 議案第36号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の13ページをお開きください。

議案第36号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。参考資料の8ページをお開きください。

資料5、議案第36号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的であります、デジタル手続法の一部施行に伴い、個人番号の通知カードが廃止されることから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容ですが、個人番号通知カードが廃止されることに伴い、再交付の手続も廃止となることから、条例別表中、再交付に係る手数料の額を削除し、この項以下の見出し番号を1ずつ繰り上げるものでございます。

新旧対照表につきましては、9から20ページを御参照願います。

根拠法令等は、デジタル手続法で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第37号

○副議長（岡本美代子君） 日程第10 議案第37号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の14ページ

ージをお開きください。

議案第37号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の21ページをお開き願います。

資料6、議案第37号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による第1号被保険者の保険料の減免に関する申請書の提出期限を延長するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、一つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例を定めるもので、令和2年2月1日から令和3年3月31日までを納期限とする保険料の減免に関する申請書の提出期限を町長の定める期限まで延長し、保険料の全部または一部について減免を受けることができるものとするものであります。

なお、町長の定める期限とは、要綱によりまして令和3年3月31日までと定めることとなります。

改正内容の二つ目として、適用期間を令和2年2月1日から適用するものであります。

新旧対照表は22ページでございます。

根拠法令等は、介護保険法で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第38号

○副議長（岡本美代子君） 日程第11 議案第38号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書16ページになります。

議案第38号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応といたしまして、国の第1次補正予算で配分されました地方創生臨時交付金を活用し、町内の経済と町民の生活を支えるための事業に係る経費につきまして追加しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億615万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億63億6,881万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、

第2表地方債補正で御説明をいたしますので、議案書の19ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

今回の補正は、屋内多目的運動場建設事業につきまして、スポーツ振興くじ助成金が交付されることになりましたので、過疎債の限度額を1,840万円減額し、4億7,720万円とするものであります。

それでは歳出から御説明いたしますので、議案書の27、28ページをお開き願います。

1款議会費、1項、1目、1、議会運営事務費の減、213万8,000円の減につきましては、新型コロナの影響により、常任委員会の視察調査が中止されることとなりましたので、その経費を減額するものでございます。

なお、減額する一般財源につきましては、今後の新型コロナ対策に係る財源に活用してまいりたいと考えてございます。

次に、2款総務費、1項、5目企画費、1、政策推進事業費の増、4,390万円につきましては、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金を活用した二つの事業に係る経費を予算計上しております。

まず、印刷製本費、通信運搬費、手数料、一つ飛んで、未来の担い手支援給付金、以上につきましては、町外に在住し、大学や高校などに通学する学生を扶養する世帯に対し、町が独自に給付金を支給いたします。

前年の世帯合計の所得金額が500万円以下であることを要件といたしまして、大学生や短大生、専門学校生を扶養している場合、1人につき20万円を、高校生を扶養している場合、1人につき15万円をそれぞれ給付することにより、美幌町の未来の担い手となる学生の皆さんが安心して学び続けられる環境を確保するものであります。

ふるさと寄附金特設サイト作成等業務委

託料600万円につきましては、町のホームページにふるさと納税特設サイトを新たに開設いたしまして、特産品のPR、生産者の紹介、町の魅力を広く発信するための経費となります。

魅力あふれる特設サイトを開設することで、町の特徴や魅力をわかりやすく発信し、特産品のPRと販路の拡大、さらには、ふるさと寄附金の増収を図ろうとするものであります。

その下の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、200万円ではありますが、まず、5月28日、株式会社三和システムサービス美幌営業所様から新型コロナの感染防止と経済対策に役立ててほしいと100万円の御寄附を、6月8日、東1条北4丁目在住の田村栄治様から生前母幸子様がお世話になったお礼として、町のために役立ててほしいと100万円を、それぞれ御寄附をいただきましたので、財政調整基金に積み立てるものであります。

参考資料23ページに、基金の年度末予定残高を添付しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

その下の11目諸費、1、防災対策事業費の増、機械器具180万4,000円は、町の施設など不特定多数の方が利用される公共的空間における新型コロナの感染防止と衛生保持を図るため、臨時交付金を活用して消毒機器を整備するものでございます。

購入する機器は、次亜塩素酸水生成器を5台、LED殺菌灯を5台、いずれもポータブル型の機器を購入いたしまして、消毒や滅菌が必要な施設に持ち込んで使用することを想定してございます。

次に、29、30ページをお開き願います。

3款民生費、1項、3目高齢者福祉費、8、介護保険特別会計負担事業費の増、償還金利子及び割引料11万4,000円は、平成31年度の介護保険低所得者保険料軽

減負担金の額の確定に伴う予算計上になります。

2項、1目児童福祉総務費、8、ひとり親世帯支援事業、962万4,000円は、新型コロナの影響により収入が減少し、生活に困窮する恐れのあるひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時交付金を活用して町が独自に給付金を支給するための経費でございます。

1世帯につき5万円を支給し、190世帯分950万円の給付金を予算計上してございます。

次に、4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、3、他会計負担事業費の増、病院事業会計負担金133万9,000円につきましては、国保病院が実施いたします院内感染防止対策につきまして、臨時交付金を財源として一般会計から負担金を支出するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、339万9,000円は、新型コロナの影響により、イベントや行事等の自粛が続くこと、花卉の市場価格が半減していることから、町内の花卉生産農家を支援し、公共施設や福祉施設等に花を飾り、美幌産の花の認知度を高めようとする取組になります。

消耗品費196万9,000円は、トルコギキョウなどの切り花、それから花瓶などを購入するための経費となります。

フラワーアレンジメント作製業務委託料につきましては、美幌産の花を使用し、フラワーアレンジメントの作成を生花店に依頼する経費を計上するものでございます。

その下の9、畑作構造転換事業、畑作構造転換事業補助金2,902万7,000円につきましては、気象災害のリスクを軽減するための技術導入、輪作体系の適正化に向けた作付体系の改善に対する取組につきまして、国が支援する制度でありまして、

事業が採択されましたので、事業実施主体となるJAびほろ等に対し、町が間接補助を行うための予算計上になります。

1番下の10、強い農業・担い手づくり総合支援対策事業につきましては、議案書の31、32ページになります。

強い農業・担い手づくり総合支援対策事業補助金601万円、こちらにつきましては、一定の条件を満たした農業者が、融資を受けて農業用機械を導入する場合、国が導入経費の一部を補助する制度でありまして、町内の農業者2戸の申請が事業採択されましたので、町が間接補助を行うための予算措置となります。

次に6目農地費、3、団体営土地改良事業費の増、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金400万円ではありますが、網走川土地改良区が管理する福住の温水ため池につきまして、施設の老朽化による遊水地の仕切り壁破損に備え、下手側の第5遊水地の越流堤補強工事を計画しておりましたが、このほど事業採択されましたので、予算措置をするものであります。

次に、7款商工費、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、新型コロナウイルス対策商工団体等持続化補助金110万円につきましては、新型コロナの終息を見据え、感染予防や販売促進に取り組む商工団体等に対し、その経費の一部を助成する国の制度につきまして、町が上乗せ補助を行うことで、商工団体等の取組を強く後押ししようとするものであります。

その下の3目観光費、2、観光施設維持管理事業費の増、交流促進センター維持管理委託料499万6,000円は、新型コロナの感染拡大防止のため、峠の湯びほろを4月18日から5月26日まで臨時休館といたしましたので、施設を管理運営する指定管理者に対し、メンテナンス期間を除いた35日分の休業補償を行うため、委託料を増額しようとするものであります。

次に、10款教育費、4項、2目社会教育振興費、3、成人教育事業費の増、64万5,000円は、新型コロナの影響により集団による社会教育活動やスポーツ活動の実施が困難な状況にあることから、オンラインを利用した動画配信サービスで、学習機会を提供しようと臨時交付金を活用し、庁用備品及び機械器具を購入するものであります。

庁用備品につきましては、動画編集用のパソコン1台のほか、動画編集、音楽編集のソフトを購入いたします。

機械器具につきましては、デジタルカメラやアクションカメラなどを購入するための予算措置となります。

1番下の5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の増、消耗品費53万円につきましては、4月2日に西1条南3丁目在住の平居元聖様、エミ子様から図書館の蔵書充実に役立ててほしいと50万円の御寄附をいただきましたので、前年に御寄附をいただいております3万円と合わせ、青少年及び児童生徒向け図書、幼児用絵本を購入するための予算措置となります。

次に、33、34ページをお開き願います。

6目博物館費、2、博物館活動推進事業費の増、158万円は、美幌博物館のロビー展「海がないのにナゼ!?びほろの海鳥とオホーツクのアホウドリ」の開催に係る経費を予算計上いたします。

こちらのロビー展の開催につきましては、8月1日から11月29日までを予定してございます。

なお、本事業につきましては、公益財団法人日本海事科学振興財団、船の科学館による海の学びミュージアムサポート助成金が交付されることになってございます。

7目文化財保護費、1、文化財保護事業費の増、28万4,000円でありますが、町の文化財に指定されております美幌小学校のカシワの木9本に枝枯れが見られ、落

下の危険性があることから応急処置に係る経費を予算計上するものであります。

かしわの木保全作業委託料につきましては、樹木医に依頼する枝切り、資料保全に要する経費となります。

自動車等借上料につきましては、高所作業車の借上料になります。

次に、5項、1目保健体育総務費、3、未来のアスリート応援事業費の減、210万円の減であります。東京オリンピック・パラリンピックの開催が来年に延期となりましたので、現地視察研修などの経費を減額いたします。

2目体育施設費、3、体育施設整備事業費の増、看板作製委託料3万6,000円は、屋内多目的運動場建設に伴い、さきに申請をしておりましたスポーツ振興くじ助成金の交付が確定いたしましたので、助成対象施設であることを表示するためのプレートを作成するものであります。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、議案書の23、24ページにお戻りいただきたいと思います。

16款国庫支出金、2項国庫補助金のうち、上から6行目までの補助金につきましては、国の第1次補正予算で創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。

本町には地方単独事業分といたしまして1億2,241万3,000円が一時配当されておりますが、5月臨時会の補正予算におきまして、8,442万5,000円を財源充当しておりますので、残る3,798万8,000円を今回予算化し、感染防止や経済対策、生活支援の財源といたします。

次に、7目商工費国庫補助金、2節観光費補助金50万円ですが、こちらにつきましては、本町を含む2市3町で構成するサイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会の事業が地方創生推進交付金の事業に採択されたので、観光振興事業に財源充当するために補正するものでありま

す。

中ほどの17款道支出金、2項、4目農林水産業費道補助金3,803万7,000円につきましては、説明欄に記載の事業が補助採択されたことによる予算計上であります。

その下の19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金201万円ではありますが、5月28日、株式会社三和システムサービス美幌営業所様から100万円の御寄附をいただいております。

また、6月8日、東1条北4丁目在住の田村栄治様から100万円の御寄附をいただいております。

さらには4月27日、札幌市内に在住の小池春雄様から、町の広報推進に役立ててほしいと1万円の御寄附をいただいております。

その下の4目教育費寄附金、2節社会教育費寄附金50万円ではありますが、4月2日、西1条南3丁目在住の平居元聖様、エミ子様から図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと、50万円の御寄附をいただいております。

20款繰入金、1節財政調整基金繰入金2,748万9,000円につきましては、今回の補正予算に係る財源としての繰り入れになります。

その下の4目、1節ふるさとづくり基金繰入金210万円の減額につきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期に伴う減額でございます。

1番下の22款諸収入につきましては、議案書の25、26ページになります。

5項、2目、1節弁償金7万8,000円ではありますが、こちらにつきましては空調設備の能力不足が判明いたしました町民会館の損害弁償金になります。

本年3月の是正工事期間中に得られたであろう使用料につきまして、前年の実績に基づき設計業者に負担を求めた弁償金となります。

その下の5項、5目、1節雑入、海のミュージアムサポート助成金158万円ではありますが、美幌博物館のロビー展の開催に向け、公益財団法人日本海事科学振興財団、船の科学館に対しまして助成金の交付申請を行っていましたが、このたび事業採択されたことによる計上になります。

広告料の増、4万円は、図書館の雑誌スポンサー制度に係る広告料収入になります。

スポーツ振興くじ助成金1,842万8,000円につきましては、屋内多目的運動場の建設に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し、助成金の交付申請を行っていましたが、このたび事業採択されたものでございます。

23款町債につきましては、第2表地方債補正により御説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

以上、議案第38号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 28ページの交付金3,775万円、子供たちへの助成ですけど、これは行政で把握できていない部分があったとしたら、広報に掲載をするという確認をとったのですけれど、それでいいのですよね。まず1回目。

○副議長（岡本美代子君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 7月1日号の広報に掲載すると、今後報道各社にも記事の依頼をしたいと考えております。

○副議長（岡本美代子君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 先日、良からぬ話を聞きまして、自治会の中で、町内会に入っていない住宅には広報紙が配られていない地区が何地区かあって、今回の案件で

はないですけど、この前の産業補助金の関係も町内会に入っていないから広報紙が来っていないという方がいまして、あれと思ったのですけれど、関連ですけど、広報紙については町内会に入っていない方にも配るということになっていたと思うのですけれど、それについては間違いないのか。入っていない方にはこういういい案件がいかなかったら困るので。

関連の質問ですけど、広報は全世帯に配ることになっていることで、町長はうなずいていますけれど、各自治会で自治会に入っていない住宅に広報紙を配っていないところがあるということは間違いないですから、確認をとってもらえないかと思って質問しました。

○副議長（岡本美代子君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 関連ということでの御質問かと思えます。

町の広報につきましては今御指摘あったとおり、自治会に加入いただいていない世帯には一部配布されていないという現状もございます。

ただ、町の様々な情報を広報に掲載して、広く発信しているという面がございますので、現状では、例えば、町内には三つの大型スーパーがございますので、スーパーに毎月広報を100部ぐらいずつ置いて、御覧いただけるようにしてございます。

また、本年4月から地デジ広報ということで、テレビのデータ放送を活用して町の様々な情報をお届けするということも新たに手がけておりますので、そういった手段も踏まえて、今回の未来の担い手支援事業につきましても様々な媒体を通して、いろんなチャンネルを使って周知漏れがないように心がけてまいりたいと考えてございます。

○副議長（岡本美代子君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 今回、広報等にも記載しますが、対象と思われる

方を扶養している、その年代の子供を扶養している方に広く御案内を差し上げます。

できるだけ広く案内を出しますので、その中で対象となる方にはご案内はいくという形で取り進めておりますので、広く申請書を送付しているので漏れがないように、さらに、広報紙ですとか、報道機関ですとか、あとはSNS、そういった物を活用して、広く周知したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 政策主幹の話は十分わかりました。

総務部長から、広報紙を配っていない地区については、いろんなところで周知すると言っていますが、今回コロナの関係で周知徹底をきちんとすべきと考えますので、ぜひ、広報の配布につきましても、何かの手を再度見直すなり、やり方を変えて、今回のコロナにしっかりと対応してほしいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員が御指摘のとおりですし、コロナ対策にかかわらず、町の施策をしっかり地域の皆様に届けるというのは、行政としては当然取り組まなければならない課題であります。1番は、より多くの皆さんに自治会に加入をいただいて、まちづくりに広く関わっていただける環境をつくるということが大切になってまいります。

自治会連合会の皆様とも何度かお話をさせていただいておりますし、連合会でも自治会の加入率を高めるという取組に力を入れようということでお話も聞いてございますので、連合会ともしっかり連携を図った中で、加入率のアップ、そして、広報がより多くの皆様の手元に届くような体制づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は2点ほど再確認したいと思います。

28ページのふるさと寄附金特設サイト作成等業務委託料600万円についてでありますけれども、事前に所管の委員会で御説明いただきました。再度確認したいと思います。

所管委員会の説明の中で、上士幌町みたいにやっているところがある中で、先ほど説明で、美幌町のホームページ内にふるさと納税ページの特設サイトを設けることについては理解できるのですけれども、その中で、現在行っている寄附の業務受付サイト、ふるさとチョイスとかいろいろありますけれども、そこと並行してやられるということですが、それを今回の特設サイトの中に入れてやることはできないのか、その1点をお伺いしたいと思います。

2点目は、28ページの1番下、機械器具の180万4,000円のうち、繰り返しますけれども再度御説明をお願いしたいと思います。

次亜塩素酸水生成器の購入でありますけれども、所管委員会でも説明がありました。

再度確認をしたいと思いますが、経済産業省においては、新型コロナウイルスの消毒剤として使用していましたが、消毒の効果について現時点で有効性が確認できないという中間報告がされました。

また、道教委においても、噴霧についての有効性及び安全性については明確になっていないという文部科学省の見解の中、今回の生成器の購入については、もう少し状況を見て購入された方がいいのではないかと、この2点説明をお願いしたいと思います。

○副議長（岡本美代子君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） まず1点目の特設サイトの独自のカードの関係でございますけれども、こちらはいろいろ研究をしたところ、独自で会員登録をさせますと、個人情報ですとか、マイナンバー情報をサーバーで持たなければならないということで、セキュリティーの強化がかなり必要になってくるということがわかりました。

さらに、独自で受けるということで、決済のカード会社との契約ですとか、返礼品の登録業者ですとか、あと運送業者、こういったものを独自で契約をしていかなければならなくなるということで、当然事務コストがかかってくるということになります。

それで、今回につきましては、本町の宣伝を、まずは知名度を向上させるという趣旨で、こういった特設サイトを設けて、寄附額が増額がされてくれば、寄附額に對しかけるコストということで、総合的に将来的には判断できるかなと考えておりますので、まずは、今回計画をしている中で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 先ほどの備品の有効性に関しての御質問でございますけれども、購入を予定しております次亜塩素酸水生成器につきまして、議員おっしゃるとおり、5月29日付で経産省からその有効性についてはまだ確認されていないという報道がなされました。

他方で、北海道大学ですとか、帯広畜産大学の研究チームでは、その有効性について実験結果を立証しているといった中で、いろんな見解が出ていまして、混乱を招いている状況にあります。

当初、経産省におきましても、6月中旬をめどに有効性について公表するということでしたが、6月末に公表するということ

で変更になってございます。

したがいまして、6月末の公表については、一応参考として私どもも情報収集いたしますが、次亜塩素酸水につきましては、新型コロナウイルスに関しては有効性はまだ立証されておりませんけれども、それ以外のノロウイルスですとか、インフルエンザウイルスへの有効性は立証されているところでございます。

したがいまして、避難所の衛生管理という部分におきまして、新型コロナについてはクエスチョンがつかますが、ほかのウイルスまたは菌については有効となりますので、購入をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、衛生費、国保病院の133万9,000円、他会計負担事業費の増、これについては、マスクだと防護服を購入すると説明があったと思うのですが、品薄な状況はどのようなのでしょうか。もう解消されて手に入る状況なのかということと、教育委員会のユーチューブのパソコンだとかテレビを購入するという話があったかと、32ページですね。

申し訳ない。32ページの成人教育事業費の増ということで、社会教育でパソコン等々を購入されるということでありますが、情報発信することは非常に有効だと思っておりますが、この使い方としては、教育委員会、社会教育しか使えないのか。

例えば、ユーチューブを使った情報発信ということにいけば、それこそ経済部でもいろんなところで使い道はあるだろうと思うのですが、その辺の使い方についてお尋ねいたします。

○副議長（岡本美代子君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの

御質問にお答えさせていただきます。

今回の病院事業会計負担金133万9,000円は、院内感染防止のための資材購入のための経費ということでございます。

詳細につきましては、後ほど病院事業会計でも御説明をさせていただきますが、主な購入物品としましては、サージカルマスクですとか、防護服ですとか、フェイスシールド等になりますが、当初、4月の時点ではかなり品薄ということで、購入が困難な状況が続いておりましたが、ここに来て、発注している物品が徐々に流通しておりまして、発注しているものについては定期的に入ってきておりますので、今後は購入が可能になるのではないかと考えているところでございます。

○副議長（岡本美代子君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 流通が潤沢に回っているということでいくと、例えば、見積価格が下がるだとか、購入額、そういうことはあるのでしょうか。

○副議長（岡本美代子君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 流通されるようになって、価格も下がってきているということがありますので、今回の事業費につきましては、購入した単価において精算されることになろうかと思っております。

○副議長（岡本美代子君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） 稲垣議員の質問にお答えいたします。

成人教育事業費の庁用備品、機械器具でございますが、こちらにつきましては、購入後は社会教育グループのみならず、広く使えるような形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 28ページになり

ます。

先ほど馬場議員から質疑がありました
が、ふるさと寄附金特設サイト作成等業務
委託料600万円の部分で1点お伺いしま
す。

今回、財源が新型コロナの地方創生臨時
交付金で充てられるということですが、ホ
ームページの作成業務委託料について、前
回の委員会で御説明をいただいて、幾らと
出ていますが、これを作成することの業務
委託、つくるために600万円ということ
だと思います。

ホームページの維持自体は次年度以降も
続いていくということになりまして、恐ら
くその金額に関しては交付金の対象になら
ないのではないかと思います。次年度
以降のホームページの管理委託料という
か、その辺りがどうなるのか見積等があり
ましたら教えてください。

○副議長（岡本美代子君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいま手元
にございませんので、後ほど回答したいと
思います。

○副議長（岡本美代子君） 6番伊藤伸司
さん。

○6番（伊藤伸司君） 30ページの農業
振興事業費について関連でお聞きます。

農業振興事業費の増で、339万9,00
0円ということで、大変ありがたく思っ
ております。

地方創生臨時交付金を使って、美幌町産
の花を町民の方々に見ていただくというの
はすばらしい構想だと思います。

それに関連いたしまして、まだまだこれ
から農業に関わるコロナの影響は見えてこ
ない部分がありますけれども、大きな視点
から美幌産の農畜産物、それから1次加
工、2次加工を含めまして、美幌町には工
場等もいっぱいあります。その生産したも
の、家も含めまして、購入等の補助なり、
そういう類いの町民に買い入れを促すよう
な方策は考えていないでしょうか。

○副議長（岡本美代子君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、花卉につい
て農協等と協議して、こういう施策をさせ
ていただきました。

今御質問の今後におきまして、農産物、
それから農産加工物等の消費について、や
はり影響を受けてくることがあるというこ
とであれば、十分に検討していきたいと思
います。

例えば、低価格で地元の方に買っていた
だとか、それから、地元の方に利用して
もらえるように配布なのか、その辺はいろ
んなことを考えていきたいと思っています。

○副議長（岡本美代子君） 6番伊藤伸司
さん。

○6番（伊藤伸司君） ありがとうございます。

近々に影響が出る部分は少ないと思うの
ですけれども、このコロナの影響で輸出入
が止まって、いろんな農産物、畜産物、そ
れから海外製品、日本も輸出部分がありま
すので、そういうものが止まってしまっ
た。止まることによって、和牛で言います
と、冷凍庫が満杯になっている状況です。

ですから、旅館とか、外食、それから卸
売業者の買い入れが進まない状況が進みま
すと、いろんな意味で影響が出てきますの
で、その辺の対処をお願いします。終わ
ります。

○副議長（岡本美代子君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 先ほどの木村
議員からの御質問で、特設サイトの維持管
理費ということで20万円ほどを想定して
おりまして、こちらの財源ですけれども、
寄附金を充当して財源として回していきた
いと考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑は
ございませんか。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） すみません。

私からは32ページ、1点だけです。

観光施設維持管理事業費の増、499万6,000円ですけれども、峠の湯びほろの35日分の休業補償とお伺いしましたけれども、この内訳ですが、例えば、入浴料何人の減少を見込んで幾らとか、そういう内訳があれば教えていただければと思います。

○副議長（岡本美代子君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 休業期間4月18日から5月26日、メンテナンス休業を除く35日間でございます。

平成31年度の実績を基に、入浴料を想定してございます。

平成31年度の実績でございますが、大人で8,570人、子供で962人ということで入浴料を算定してございます。

そのほか、レストラン部門の原材料費等がございます。

また、差し引くものとしては電気料、重油、チップなどを差し引いたもので金額を算定してございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第38号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第39号

○副議長（岡本美代子君） 日程第12

議案第39号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の36ページをお開き願います。

議案第39号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、国民健康保険税減免に伴う還付金の補正を行おうとするものであります。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,994万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、45、46ページをお開き願います。

3、歳出。

7款、1項、1目保険税還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に係る過年度分の国民健康保険税減免に伴う還付金として、430万円増額するものであります。

次に、歳入について御説明（「説明省略」と発言する者あり。）

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号令和2年度美幌

町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第40号

○副議長（岡本美代子君） 日程第13 議案第40号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の48ページをお開き願います。

議案第40号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、後期高齢者医療保険料減免に伴う還付金の補正を行おうとするものであります。

令和2年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,051万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、57、58ページをお開き願います。

3、歳出。

3款、1項、1目保険料還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入

が減少した世帯に係る過年度分の後期高齢者医療保険料減免に伴う還付金として、40万円増額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、（「説明省略」と発言する者あり）

○副議長（岡本美代子君） 認めます。

○民生部長（那須清二君） 以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第41号

○副議長（岡本美代子君） 日程第14 議案第41号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の60ページをお開き願います。

議案第41号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、介護保険料減免に伴う還付金の補正を行おうとするものであります。

令和２年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億６,３３０万８,０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、６９、７０ページをお開き願います。

３、歳出。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費につきましては、財源調整であります。

５款、１項、１目第１号被保険者保険料還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第１号被保険者に係る過年度分の介護保険料減免に伴う還付金として８０万円増額するものであります。（「歳入説明省略」と発言する者あり）

○副議長（岡本美代子君） 認めます。

○民生部長（那須清二君） 以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第４１号令和２年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第４２号

○副議長（岡本美代子君） 日程第１５

議案第４２号令和２年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案７２ページをお開き願います。

議案第４２号令和２年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した医療提供体制等構築事業として、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止対策等に必要な衛生材料の購入費用と、小児科医師採用に伴う医師住宅の購入費用について補正を行おうとするものでございます。

第１条、令和２年度美幌町の病院事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条の業務の予定量の補正につきましては、主要な建設改良事業に医師住宅購入費として、７９９万８,０００円を追加するものであります。

第３条の収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第４条の資本的支出の補正につきましては、資本的収支の不足額を１億１,３３７万４,０００円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

補正の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、７３、７４ページをお開き願います。

第５条の重要な資産の取得の補正につきましては、小児科医師の採用に伴い、現在、医療法人社団田中医院様が所有する医師住宅を購入しようとするもので、住宅用

地 2 6 4. 6 5 平米と、住宅用建物として、木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、延べ床面積 1 1 7. 5 8 平米、1 棟で築 1 9 年の物件でございます。

住宅所有地は、美幌町字稲美 1 4 0 番地 5 4 でございます。

次に、7 5、7 6 ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業収益、その他医業収益の一般会計負担金 1 3 3 万 9, 0 0 0 円は、医療提供体制等構築に要する費用として一般会計から繰り入れを行うものであります。

次に、7 7、7 8 ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

医業費用の材料費、診療材料費は、新型コロナウイルス感染症の院内防止対策として、発熱外来及び救急外来の運営に必要なサージカルマスク 2 万 5, 0 0 0 枚、防護服 4 0 0 着、フェイスシールド 6 0 0 枚、消毒用アルコール 5 0 リットルなどの衛生材料の購入費として、1 3 1 万 5, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

経費の消耗品費は、診療用消耗品として誘導用パーティション 2 組の購入費用として 2 万 4, 0 0 0 円を増額補正を、保険料は取得しようとする医師住宅の災害共済分担金として 5, 0 0 0 円を増額補正を行うものであります。

次に、7 9、8 0 ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

建設改良費の有形固定資産購入費、用地費は、医師住宅用地購入費として 3 4 9 万 4, 0 0 0 円を、医師住宅建物購入費として 4 5 0 万 4, 0 0 0 円の予算を計上するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから、質疑を行います。

1 3 番松浦和浩さん。

○1 3 番（松浦和浩君） 8 0 ページ、医師住宅の購入について数点ほど、議会初日の行政報告の中で、小児科の先生が美幌国保病院に本人から勤務したいという申し出があったということで、8 月 1 日から先生が国保に来てくれるとうれしい話かなと。

なぜ田中医院が持っている土地・建物を買うことになったのか、まず 1 点聞きたい。

それと、この土地の評価は固定資産評価額プラス、どういう評価で買ったのかということです。

お願いします。

○副議長（岡本美代子君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

なぜ医師住宅を購入かという部分かと思うのですが、通常、常勤医師の医師住宅については、これまで民間の住宅を借り上げているケースがほとんどでございますけれども、院長住宅を除いてということになります。今回、前田先生から申し出をいただきまして、既に前田先生は町内にお住まいになっているということもありまして、そのまま今の住宅にお住まいになりたいという御希望もありましたし、また田中医院様からも医師の異動に合わせて、住宅についても手放したいということでございましたので、双方協議の上、今回住宅を購入するという運びになった次第でございます。

あと、土地の評価、購入価格についてでございますけれども、実際に固定資産の評価額を基に、実勢取引価格について考慮したということで、こちら大体取引相場の値段を考慮して、双方協議の上決定させていただいたものでございます。

○副議長（岡本美代子君） 1 3 番松浦和浩さん。

○1 3 番（松浦和浩君） 今まで医師住宅については購入等が少なかったものですから、今回買うのであれば、極端に言えば、

長もちする新築、もしくはリフォームをかけて、今後よくする行為もできたのかと思うのですけれど、住んでいる物件に住みたいから買ったという、ちょっとすっきりしているような、乱暴のような、購入の部分が、国保病院の医師対策として、これから住宅のあり方も再検討でこちらも確認をとらないといけないと思っています。

今回のこの物件は、直すところなく、どのぐらいもつかという確認はしっかりしたのかどうか。

これだけお願いします。

○副議長（岡本美代子君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 現在、お住まいになっている住宅につきましては、外壁ですとか、ボイラーですとか、最近修繕されているということで、今後も十分に使用に耐える物件ということで確認しておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第４２号令和２年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 意見書案第２号

○副議長（岡本美代子君） 日程第１６意見書案第２号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定

によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第１７ 意見書案第３号

○副議長（岡本美代子君） 日程第１７意見書案第３号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 18 意見書案第 4 号

○副議長（岡本美代子君） 日程第 18 意見書案第 4 号 2020 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出すること

といたします。

◎日程第 19 意見書案第 5 号

○副議長（岡本美代子君） 日程第 19 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第 20 報告第 6 号

○副議長（岡本美代子君） 日程第 20 報告第 6 号 平成 31 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越決算書について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） ないようですので、報告第 6 号 平成 31 年度美幌

町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてはこれで終わります。

◎日程第２１ 報告第７号

○副議長（岡本美代子君） 日程第２１
報告第７号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） ないようでありますので、報告第７号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告についてはこれで終わります。

◎日程第２２ 報告第８号

○副議長（岡本美代子君） 日程第２２
報告第８号例月出納検査報告について（２月～４月分）。

お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） ないようでありますので、報告第８号例月出納検査報告について（２月～４月分）はこれで終わります。

◎日程第２３ 閉会中の継続調査について

○副議長（岡本美代子君） 日程第２３
閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおりの閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおりの閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○副議長（岡本美代子君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和２年第５回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 ５時０８分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員